

関係資料

1) 総社市高齢者虐待に関する対応状況等調査の結果

2) 参考法令

- 1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)
- 2 老人福祉法，老人福祉法施行令，老人福祉法施行規則（抜粋）
- 3 「やむを得ない事由による措置」に係る通知
- 4 介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）（抜粋）
- 5 民法（明治二九年四月二七日法律第八九号）（抜粋）
- 6 総社市成年後見制度に係る市長の審判請求に関する要綱
- 7 総社市成年後見制度利用支援事業実施要綱

1) 総社市高齢者虐待に関する対応状況等調査の結果

1. 調査の目的

高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されて1年以上が経過し，総社市でも平成18年度に地域包括支援センターに27件の虐待事例の通報があった。

高齢者虐待の実態調査を行うことにより，今後の対応策を検討するための正確な実態を把握し，より迅速かつ適切な対応システムの開発を行うことを目的とする。

併せて地域包括支援センターが高齢者虐待の直接相談窓口であることを周知する。

2. 調査実施機関

総社市保健福祉部介護保険課 地域包括支援センター

3. 調査対象

(1) 養護者による高齢者虐待（親族等による虐待）

130 機関（居宅介護支援事業所 19 事業所，介護予防支援事業所 1 事業所，訪問介護事業所 11 事業所，訪問看護事業所 4 事業所，訪問リハビリ事業所 2 事業所，通所介護事業所 19 事業所，通所リハビリ事業所 7 事業所，認知症対応型通所介護事業者 2 事業所，短期入所生活介護事業所 5 事業所，短期入所療養介護事業所 3 事業所，警察署 1 か所，医療機関（病院・診療所）40 施設，地区民生委員児童委員協議会 16 地区）

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待（職員等による虐待）

92 機関（居宅介護支援事業所 19 事業所，介護予防支援事業所 1 事業所，訪問介護事業所 11 事業所，訪問看護事業所 4 事業所，訪問リハビリ事業所 2 事業所，通所介護事業所 19 事業所，通所リハビリ事業所 7 事業所，認知症対応型通所介護事業者 2 事業所，短期入所生活介護事業所 5 事業所，短期入所療養介護事業所 3 事業所，短期入所療養介護事業所 3 事業所，介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）4 施設，認知症高齢者グループホーム事業者 8 施設，老人保健施設 1 施設，介護療養型医療施設 2 施設，ケアハウス 3 施設，特定施設入居者生活介護事業所 1 施設）

4. 調査方法

高齢者虐待を取り扱ったことの有無や意見等を記入する養護者による虐待基本調査（A票）及び養介護施設従事者等による虐待基本調査（C票）と事例ごとに記入する養護者による虐待個別調査（B票）及び養介護施設従事者等による虐待個別調査（D票）を各対象機関へ送付し，返信用封筒により回収する

5. 調査対象期間

平成18年4月1日～平成19年3月31日

6. 調査時期

平成19年8月1日（水）～平成19年8月20日（月）

7. 回答等の概況

(1) 養護者による高齢者虐待（親族等による虐待）

- ①総社市内の130の関係機関へ送付し、105機関から回答があり、回収率は80.8%であった。
- ②回答のあった機関のうち、平成18年度に虐待と考えられるケースのあった機関は、31機関（29.5%）であった。
- ③虐待の取扱い件数については、46件の回答があった。ただし、取扱いケースについて居住地区、年齢、性別等から機関間の重複を分析した結果、最低5件の重複があることに留意する必要がある。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待（職員等による虐待）

- ①総社市内の92の関係機関へ送付し、80機関から回答があり、回収率は87.0%であった。
- ②回答のあった機関のうち、平成18年度に虐待と考えられる事例のあった機関は、2機関（2.5%）あり、個票の回答数が4件あった。また、虐待につながる恐れのある事例のあった機関は1機関（1.3%）から2件との回答があったが、個票（D票）の提出はなかった。

機関名等	母数	養護者による虐待			養介護施設従事者等による虐待		
		発送数	回答数	回答率	発送数	回答数	回答率
居宅介護支援事業所	19	19	17	89.5%	19	15	78.9%
介護予防支援事業所	1	1	1	100%	1	1	100%
訪問介護事業所	11	11	10	90.9%	11	9	81.8%
訪問看護事業所	4	4	3	75.0%	4	2	50.0%
訪問リハビリ事業所	2	2	1	50.0%	2	1	50.0%
通所介護事業所	19	19	18	94.7%	19	18	94.7%
認知症対応型通所介護事業者	2	2	2	100%	2	2	100%
通所リハビリ事業所	7	7	6	85.7%	7	7	100%
短期入所生活介護事業所	5	5	4	80.0%	5	5	100%
短期入所療養介護事業所	3	3	1	33.3%	3	1	33.3%
特定施設入居者生活介護事業所	1	—	—	—	1	1	100%
認知症高齢者グループホーム事業者	8	—	—	—	8	8	100%
介護老人福祉施設	4	—	—	—	4	4	100%
老人保健施設	1	—	—	—	1	1	100%
介護療養型医療施設	2	—	—	—	2	2	100%
ケアハウス	3	—	—	—	3	3	100%
医療機関	40	40	25	62.5%	—	—	—
警察	1	1	1	100%	—	—	—
民生委員	16	16	16	100%	—	—	—
計	149	130	105	80.8%	92	80	87.0%

8. 調査結果の概要

本調査を分析するにあたり、平成 18 年度の厚生労働省で行われた「平成 18 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（平成 19 年 9 月 21 日暫定版）」と対比し、グラフ中では「H18 全国調査（暫定版）」と記述し、本文中では「全国調査」と記述している。

(1) 養護者による高齢者虐待（親族等による虐待）に関する機関調査

①虐待取扱いの状況

- ・虐待と考えられる事例のあった機関は、全体の 3 割弱を占めており、46 件の取り扱いがあった。ただし、取扱いケースについて居住地区、年齢、性別等から機関間の重複を分析した結果、最低 5 件の重複があることに留意する必要がある。全国調査での高齢者対比での発生率が 0.046% に対して、総社市での調査結果から重複を削除した 41 件で 0.285% と全国調査に比べ 6.19 倍の発生となっており、仮に総社での発生率を全国に換算すると、現在の 12,628 件から 8 万件近くの発生が予測される。
- ・機関別では、居宅介護支援事業所が最多で 14 件、次いで民生委員からが 13 件、通所介護事業所 10 件とあるが、その他の機関ではそれぞれ数件の取扱いとなっており、他機関との連携の必要性がうかがえる。

②虐待対応の状況

- ・「虐待への取り組みのない機関」が 5 割強の 58 機関あり、「自主的な研修実施、事例検討等を行っている」機関は約 2 割強の 24 機関にすぎない。「対応等において困ったことのある」機関が 26 機関と約 4 分の 1 弱あることから、その他の回答にもあったように、事例学習、高齢者虐待防止委員会の開催など積極的に取り入れることが必要と思われる。

③関係機関の想い

- ・必要と思われる制度や仕組みとして、「相談窓口の整備」が最も多く 7 割強の 75 機関からの回答があり、次いで、「対応マニュアルの作成」5 割弱の 52 機関、「ネットワークづくり」5 割弱の 51 機関であった。その他の回答では、「家族との関係に関するもの」、「虐待されている高齢者がすぐ入所できる施設の必要性」等があげられ、今後、虐待に関する相談窓口の強化や一時保護施設の充足が望まれる。

(2) 養護者による高齢者虐待（親族等による虐待）に関する個別調査

①被虐待者の属性

- ・性別では、本調査では女性が 7 割近くを占め、全国調査においてもほぼ同率である。また年齢別発生率では、高齢になるほど高率となっている。
- ・要介護状況では、「要支援 1～要介護 5」が 8 割弱と要介護状況と虐待発生の関係が強いことを示し、一方では自立等の高齢者も虐待の被害にあうという点にも注意しなければならない。
- ・認知症の状況との発生との関連では、全国調査の結果は自立度Ⅱを頂点とした山形の発生となっているが、本調査では、逆に自立度Ⅱを頂点とした谷型の発生となっていることから、その要因について今後、詳細な調査が必要だと思われる。

②虐待者の属性

- ・ 中心的虐待者の続柄は、「息子」が全体の4割強の22件（全国調査：4割弱），と最も多く，次いで「息子の配偶者」が2割（全国調査：1割）となり，全国調査に比べ「息子」によるものがより高率であったものの全国調査と著しい差異は見られなかった。また，性別については，「男性」6割強（全国調査：5割），「女性」3割強（全国調査：2割強）でほぼ同率，年齢については，「40代からおおむね64歳程度」が全体の6割を占めていた。種類別の年齢でみると，「身体的虐待」の中では，「65歳以上」が多い割合であり，「介護・世話の放棄・放任」，「心理的虐待」，「経済的虐待」では，「40代～おおむね64歳程度」が多い割合であった点が注目される。

③世帯の状況

- ・ 世帯の経済状況は，「生活に困らない程度」の5割（23件）が最も多く，「常時生活に困窮している」との回答5件のうち「経済的虐待」との回答が3件（虐待者数対比30.0%），「介護・世話の放棄放任」が4件（虐待者数対比22.2%），「心理的虐待」2件（虐待者数対比11.8%），「生活に困ることがある」との回答6件のうち「経済的虐待」との回答が2件（虐待者数対比20.0%），「心理的虐待」3件（虐待者数対比17.6%），「介護・世話の放棄放任」が1件（虐待者数対比4.8%）となり，経済状況が悪化するにつれて「経済的虐待」が多い割合になる傾向が認められる。
- ・ 中心的虐待者（養護者）と高齢者との接触時間についてみると，「日中を含む常時」が全体の5割（23件）と最も多く，介護の協力者は，介護へ協力がある場合が3割強（17件），「協力のない場合」が4割弱（19件），その内「相談相手がないもの」が2割（9件）となっており，介護者の介護負担がうかがえる結果となっている。
- ・ 家族類型別では，「虐待者のみとの同居」が5割弱，「他家族との同居」が4割となっており，「同居」が9割弱であり，全国調査8割より多い割合となっていることが，特徴的である。「同居」の内訳は「息子との同居」が全体の6割強（31件）と最も多く，次いで「息子の配偶者との同居」が3割強（17件）となっている。

④虐待の自覚の有無

- ・ 被虐待者の「自覚がある」との回答が5割あるのに対して，虐待者の「自覚がある」との回答は，2割強，また「自覚のない割合」も被虐待者の2割弱に対して，虐待者は1割弱と少ない割合となっていた。このほかに「不明」の割合が，特に虐待者では半数以上を占めている。
- ・ 虐待の種類別でみると，「介護・世話の放棄・放任」では，虐待者に「自覚のない者・不明」の割合が多いのに対して，「身体的虐待」，「心理的虐待」，「経済的虐待」では，「自覚のある者」が「自覚のないもの」に比べて多い割合となり，被虐待者の「自覚がある」との回答のうち女性が8割強と多くを占めていることから，特に「ネグレクト」に対する普及啓発や，女性による介護負担の軽減の必要性が感じられる。

⑤虐待の種類

- ・高齢者が受けた虐待の種類別では「身体的虐待」4割強（21件）（全国調査：6割弱）と最も多く、次いで、「介護・世話の放棄、放任」が3割強（18件）（全国調査：2割強）、「心理的虐待」3割強（17件）（全国調査：3割強）、「経済的虐待」2割弱（10件）（全国調査：2割強）の順となっており、「性的虐待」についての事例の報告はなかった（全国調査：0.7割）。また、「経済的虐待」10件のうち「介護・世話の放棄、放任」と「心理的虐待」は、それぞれ6件重複し、さらにそのうちの4件は3つの虐待が重複していることから、1事例において重複して発生する傾向が認められる。

⑥虐待発見の状況

- ・虐待発見のきっかけをみると、記入者自身を含み「各所属機関で発見された事例」が6割弱（27件）と最も多く、次いで「高齢者本人からの申告」が3割弱（12件）であった。また、「虐待をしている人からの申告」について3件の回答があった。

⑦相談機関

- ・虐待事例を取り扱ったときに、「相談していない」、「しなかった」という回答が8件あり、その内4件は現在、「改善に向けた取り組みなし」との回答であった。なお、「改善に向けた取り組みなし」との回答は全体で7件あり、「相談していない」場合の「取り組みのない」割合が多いことが特徴となっている。
- ・「相談した」という中に、「ケアマネジャーへ相談した」事例が17件あったが、その内7件が「地域包括支援センター」へ、1件が「社会福祉協議会」へ重複して相談していた。
- ・虐待の種類別でみると、「経済的虐待」は、10件中8件が「地域包括支援センター」へ相談しており、「介護・世話の放棄、放任」は、18件中8件が「地域包括支援センター」、6件が「ケアマネジャー」、逆に「相談をしていない」が6件と多いのが目立ち、事例との連携や相談しやすい関係づくりの必要性がある。

⑧虐待の要因

- ・虐待を受けている高齢者の要因として、「性格や人格」が最多で18件、次いで、「認知症による言動の混乱及び身体的自立度の低さ」12件、「排泄介助の困難さ」10件であった。
- ・虐待をしている養護者の要因は、被虐待者の要因の要因と同じく「性格や人格」が最多で21件であった。次いで、「介護疲れ」14件、「ストレスやプレッシャー」及び「知識や情報不足によるもの」が7件であった。
- ・その他の要因では、「高齢者本人と虐待者の人間関係」との回答が最多で20件あった。

⑨援助上、困難であった内容

- ・虐待事例に対して「虐待の確認が難しい」17件が最も多く、次いで「虐待をしている人が介入を拒む」12件、「高齢者本人が介入を拒む」10件、「立場上難しかった」及び「経済的理由でサービス利用増加が困難だった」8件の順となっている。特に経済的虐待で半数に虐待をしている人が介入を拒むという結果となっている。

また「経済的虐待」と「介護・世話の放棄・放任」に「虐待の確認が難しい」が高率であったことから、マニュアルなどによる統一スケールが必要と思われる。

⑩ 具体的対応内容

- ・問題解決のために新規・増加させた在宅介護サービスでは、「新規利用、増加はしていない」との回答が最多で14件、次いで、「短期入所生活介護」13件、「通所介護」9件の順となっている。
- ・「身体的虐待」の21件中、「短期入所生活介護の利用」が9件あり、「身体的虐待」は、サービスにつながりやすい傾向がみられる。
- ・施設等サービスでは、「特に入院、入所サービス利用はなし」との回答が最多で11件と全回答（24件）の半数近くを占めている。
- ・虐待者（養護者）へのアプローチ（支援）としては、「介護サービスの利用を勧めた」13件が最も多く、次いで、「虐待者の気持ちの理解に努めた」11件、「虐待者の相談に十分にのった」9件と支援に向けた取り組みがある一方で、「見守るしかなかった事例」12件が高率であり、「特に何もしていない」事例も4件あり、介護負担の軽減をすすめる反面、対応のむずかしさを示してくることがわかる。現在の対応状況は、「現在、改善に向けて取り組んでいる」9件が最も多く、次いで「現在、改善に向けた取り組みなし」7件、「問題の虐待行為が見られなくなった」6件、「わからない」5件となっている。

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待（職員等による虐待）

① 虐待取扱いの状況

- ・80機関（87.0%）から回答があり、「虐待と考えられる」事例は、2機関からの4件であった。また「虐待につながる恐れがあった」事例のあった機関は、1機関あり、2件の回答があった。

② 虐待把握の状況

- ・施設従事者虐待の発見、把握に関する意識は、「ほぼ把握している」との回答が、6割弱の51機関と多い割合であったが、「わからない」との回答も2割（16機関）、「ほとんど把握できていない」と回答のあった機関も1機関あった。

③ 職員の虐待防止法の周知の状況

- ・法律を「全員知っている」、「ほぼ知っている」との回答が6割の48機関からあったことに対して、「ほぼ知らない」との回答が1割弱の11機関からあった。
- ・市町村への通報義務の職員への周知度については、「全員知っている」、「ほぼ知っている」との回答が7割の54機関からあったが、「全員知らない」、「ほぼ知らない」との回答が5機関からあった。

④ 勉強会・研修会・検討会実施の状況

- ・定期・不定期に関らず「勉強会・研修会を行っている」と回答のあった機関は、6割（48機関）あり、「行っていない」機関が3割（25機関）あった。
- ・施設内で「援助困難事例（虐待等）の検討会を定期的に行っている」機関が、1割

弱（10 機関）。「不定期で行っている」機関が 4 割弱（35 機関）、合わせて 5 割（45 機関）あるが、「行っていない」機関が、「予定がある」機関を含めて 3 割強（28 機関）となっており、今後の取り組みが期待される。

⑤虐待対応体制の状況

- ・虐待が起きたとき、「施設内で迅速に対応できる体制ができている」と回答のあった機関は 6 割（49 機関）、「検討中」の機関も 1 割弱（10 機関）、「できていない」機関も 0.6 割（5 機関）あり、合わせて 7 割弱と多数の機関で体制整備について前向きに取り組んでいるが、虐待をなくすための施設内での取り組みの必要性について、「職員研修を行い、スキルアップを図る」5 割（40 件）、「『ヒヤリハット』と思ったときに気軽に言える体制づくり」4 割（32 件）、「働きやすい職場づくり」3 割強（29 件）となっており、必要性を意識していることが注目されている。

(4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待（職員等による虐待）

2 機関から 4 例の回答があった。

①被虐待者の概要

- ・85 歳から 94 歳の女性
- ・要介護度 4, 5 の重度者
- ・身体的虐待 3 件、心理的虐待 1 件
- ・本人が虐待を受けていることの自覚なしが 3 件

②虐待者の概要

- ・経験年数（1～5 年）が比較的浅く、4 件のうち介護職員からの虐待が 3 件あり、虐待の要因は、「虐待者の性格」が 3 件、「虐待者の経験、知識の不足」1 件、「介護しにくさ」1 件
- ・虐待の自覚なし 1 件、不明 3 件

③虐待を知った経緯

- ・所属機関の職員の気づき 4 件

④対応の状況

- ・上司に相談した 3 件、その場で対応した 1 件
- ・施設内医療安全委員会に報告し、その後の対応をはかる 3 件

9. 調査結果

(1) 養護者による虐待基本調査（A票）

平成18年度中（平成18年4月1日から平成19年3月31日の期間）に、高齢者虐待と思われる事例を取り扱ったものについて、各機関内で集約した内容で105機関（80.8%）から回答があった。

① 高齢者虐待と思われる事例を取り扱ったことの有無と件数

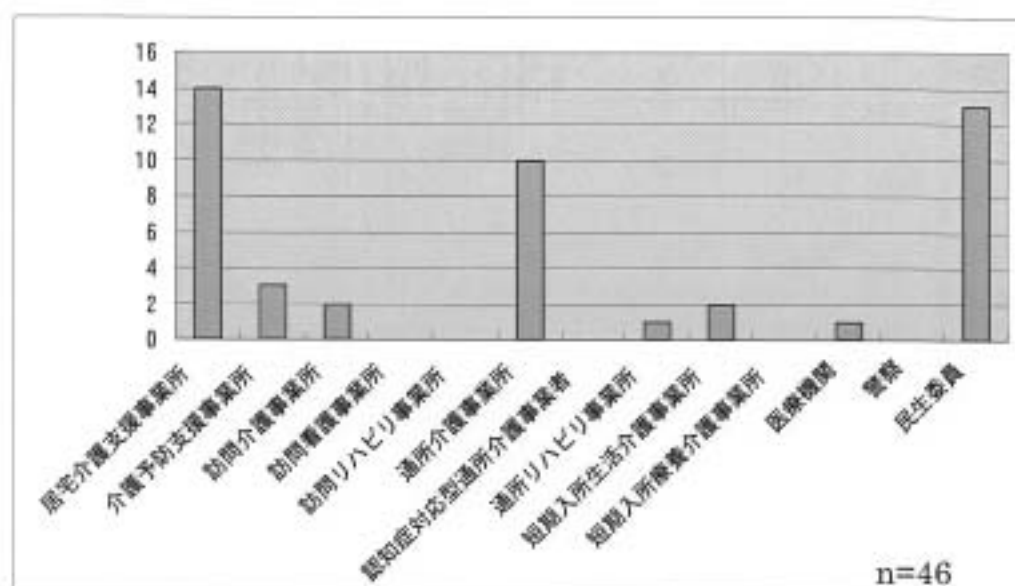
回答のあった機関のうち、平成18年度に虐待と考えられる事例のあった機関は、31機関（29.5%）あり、46件の取り扱いがあった。

ただし、取扱いケースについて居住地区、年齢、性別等から機関間の重複を分析した結果、最低5件の重複があることに留意する必要がある。

全国調査での高齢者対比発生率が0.046%に対して、総社市での調査結果から重複を削除した41件で0.285%と6.19倍の発生率となっており、仮に総社での発生率を全国に換算すると8万件近くの発生が予測される。

	全人口	65歳以上人口	高齢化率	高齢者虐待数	高齢者対比発生率	全国実績対比	岡山県実績対比	総社市実績対比
全国実績	127,500,000	27,440,000	21.5%	12,628	0.046%	1	0.72	0.25
岡山県実績	1,954,344	449,843	23.0%	289	0.064%	1.40	1	0.34
総社市実績	67,809	14,386	21.2%	27	0.188%	4.08	2.92	1
総社市調査 (重複削除)	67,809	14,386	21.2%	41	0.285%	6.19	4.44	1.52
総社市調査 (重複あり)	67,809	14,386	21.2%	46	0.320%	6.95	4.98	1.70

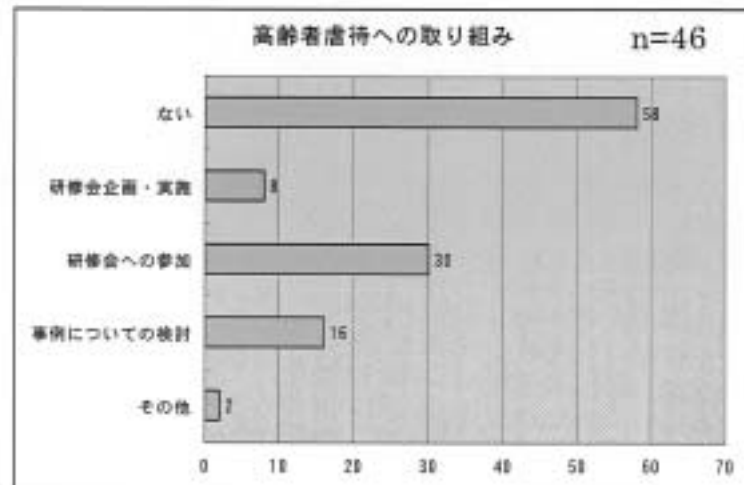
機関別では、居宅介護支援事業所が最多で14件、次いで民生委員からが13件、通所介護事業所10件とあるが、その他の機関では数件の取扱いとなっている。



②高齢者虐待に関する取り組み

回答のあった機関のうち、取り組みのない機関が58機関(55.2%)あり、自主的な研修実施、事例検討等を行っている機関も24機関(22.9%)あった。

その他の回答に、事例学習、高齢者虐待防止委員会の開催があった。



③高齢者虐待の対応等において困ったことの有無

回答のあった機関のうち、対応等において困ったことのある機関が26機関(24.8%)あった。

具体的な困った内容は、

(本人に関すること)

- ・本人の自覚のなさ
- ・他人に知らせることの拒否
- ・サービス利用が限度額内では不十分
- ・家族との話し合いの拒否

(介護者に関すること)

- ・虐待している自覚、認識、理解のなさ
- ・経済的理由
- ・介護者の気持ちの共感
- ・虐待者と被虐待者の訴えの違い
- ・家族関係にまでは立ち入れない
- ・高齢者と介護者の人間関係
- ・虐待を認めたくない心情
- ・当事者以外の家族が無関心、非協力

(支援者に関すること)

- ・緊急性の判断
- ・対応方法
- ・どこまでふみこんで良いものなのかわからない

(制度・サービスに関すること)

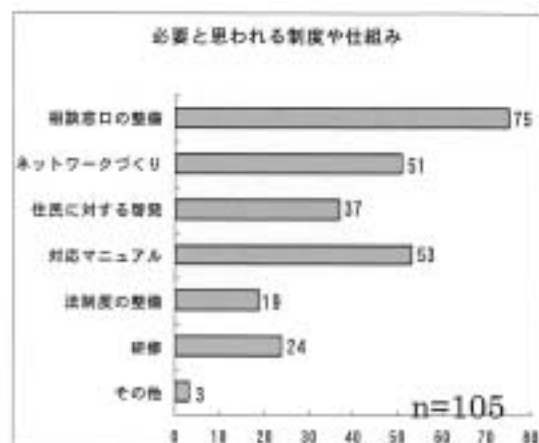
- ・施設などの受け入れ先
- ・虐待の判断基準
- ・誰に相談すればよいのかわからない
- ・個人情報



④必要と思われる制度や仕組み

回答があった機関のうち、相談窓口の整備が最多で75機関(71.4%)、次いで、対応マニュアルの作成52機関(49.5%)、ネットワークづくり51機関(48.6%)であった。

その他の回答では、家族との関係に関するもの、虐待されている高齢者がすぐ入所できる施設の必要性等があった。



⑤総社市地域ケア会議・総社市地域ケア会議援助困難事例検討委員会・小地域ケア会議(市内21地区)が開催されていることについて、知りたいこと(自由記述)

- ・地域ケア会議等への参加希望
- ・小地域ケア会議の開催内容への不満
- ・現場へ情報が伝わっていないこと
- ・検討内容や開催内容について知りたい

⑥虐待対応マニュアル作成についての意見

- ・虐待の内容別に具体例を挙げてほしい
- ・わかりやすく作成してほしい
- ・対応の流れがわかるものにしてほしい
- ・観察の視点がわかるものにしてほしい
- ・対応の際の留意点がわかるものにしてほしい
- ・身体的虐待以外の虐待への認識をする必要がある
- ・行政主導の対応を望む
- ・住民、小地域へのアピールの必要性がある
- ・介護者の環境整備が必要である
- ・判断基準を明確にしてほしい
- ・家族への話し方(聞き方)

⑦高齢者虐待等に関する市への意見や要望

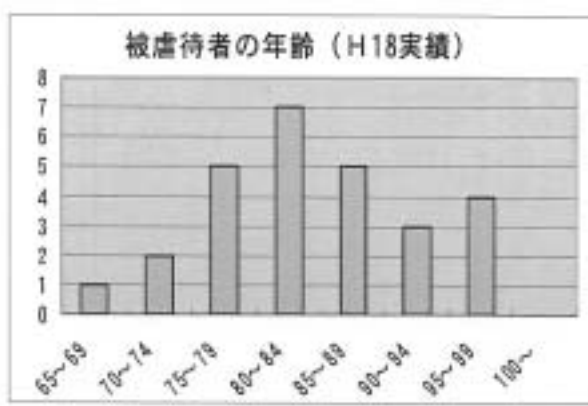
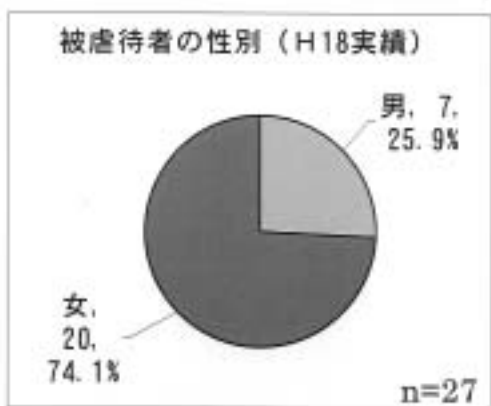
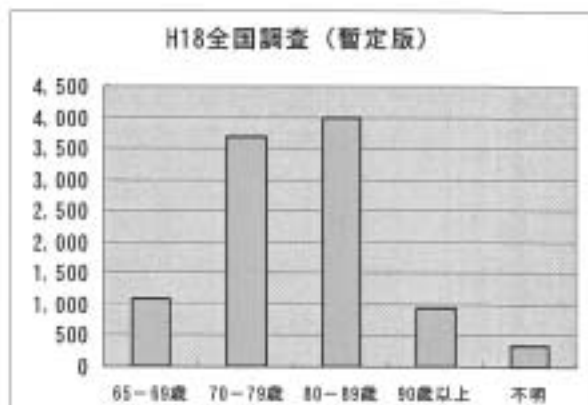
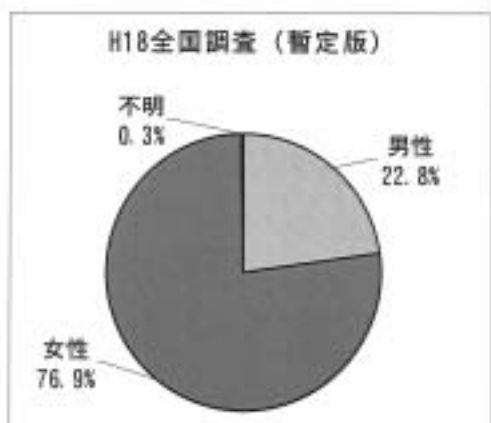
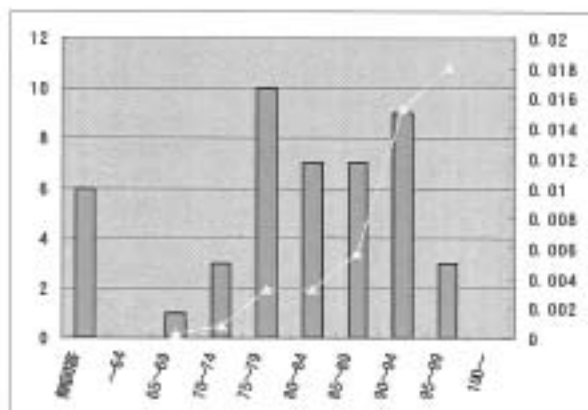
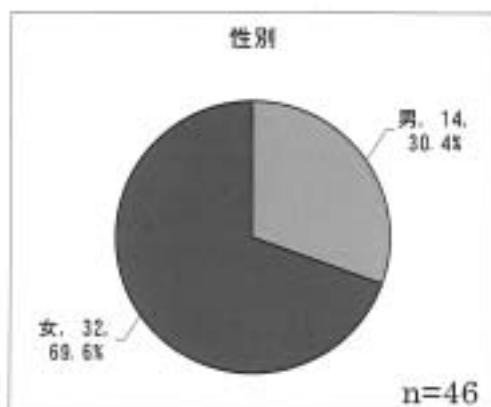
- ・以前は気軽に相談に行っていたが、雰囲気的に足が遠のいている
- ・ヒヤリハットの段階で気軽に早期相談できるシステムが必要
- ・些細なことでも連絡しやすい体制を作してほしい
- ・研修会、勉強会などネットワーク作り
- ・どの時点から問題として捉えるか判断しにくい
- ・短期入所等、緊急の受け入れ先を確保してほしい
- ・サービス間の意見交換、研修会等の開催の希望
- ・「虐待」と言う事をもっと市民に認識してもらいたい
- ・1人でも多くの方が家族の人と一緒に生活できる環境や援助ができたらと思う
- ・老人ホーム等で定期的な調査をすべき
- ・高齢になると外出の機会が少なくなり、状況がわかりづらくなるため、定期的に訪問できるようアンケート調査等の名目で何か作してほしい

(2) 養護者による虐待個別調査（B票）

平成18年度中（平成18年4月1日から平成19年3月31日の期間）に、高齢者虐待と思われる事例の個別調査を実施した結果、29機関から43件の報告があった。

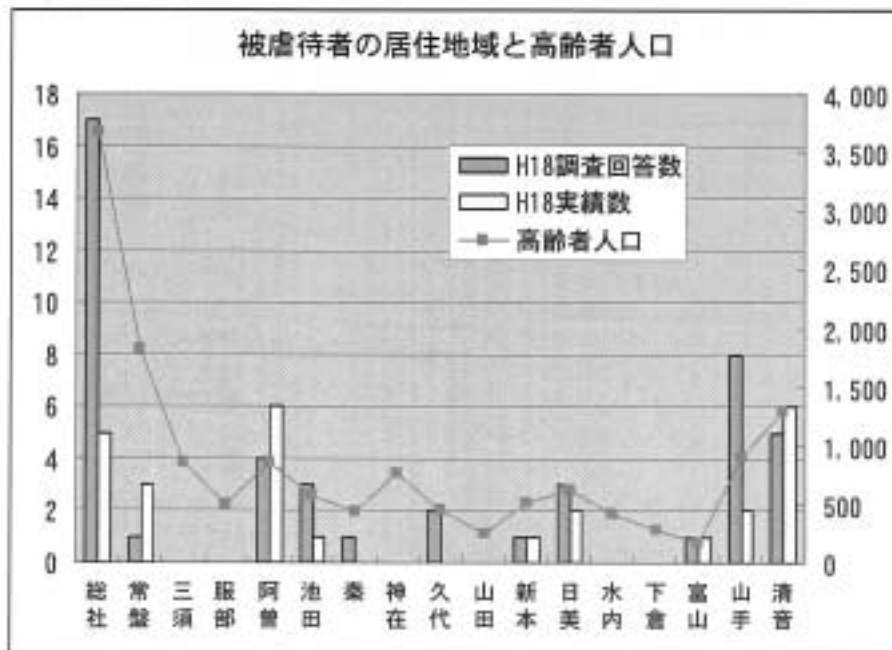
①被虐待者（高齢者）の性別、年齢

虐待を受けている高齢者の性別は、男性30.4%（全国調査：22.8%）、女性69.6%（全国調査：76.9%）であり、全国調査と比べ男性が高率であった。年齢別の虐待発生数では、棒グラフが年齢別報告数、折れ線グラフが対象年齢対比の発生率であり、年齢が上がる毎に発生率が高くなっている。また、平均年齢は83.6歳であった。



②被虐待者（高齢者）の居住地域

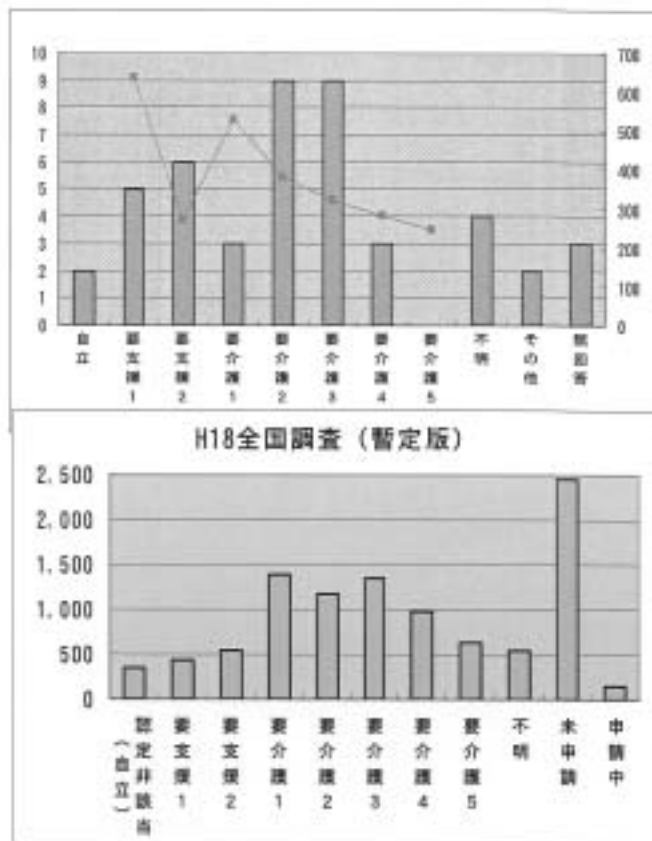
右の図は、棒グラフが虐待の事例の回答のあった地区別の延数、折れ線グラフが、平成19年3月末現在の65歳以上の人口であり、高齢者人口比では、山手地区での発見率が高率となっているが、平成18年度に総社市へ通報のあった実績では、阿曾地区及び清音地区が高率となっている。



③被虐待者（高齢者）の要介護度

右の図は、棒グラフが虐待の事例の回答のあった要介護度別の延数、折れ線グラフが、平成19年3月末現在の認定者数であり、要介護2及び3の発見率が高率となっている。

また、全国調査に比べ要介護1、4及び5の重度者が低率となっており、平成18年度に市へ通報のあった事例では、中度者が低率となっている。



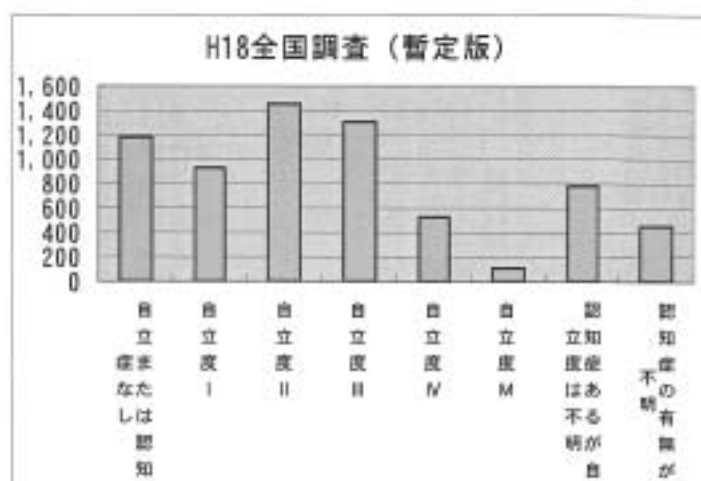
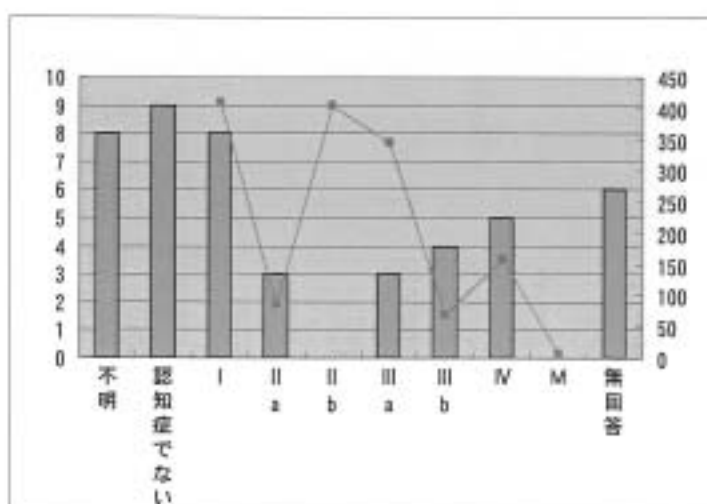
④被虐待者（高齢者）の認知症の程

度

右の図は、棒グラフが被虐待者の認知症の程度であり、折れ線グラフが、平成19年3月末現在の要介護認定者の認知症の程度を集計した値である。

認知症でない及びⅠと軽度の方の回答が高率である。

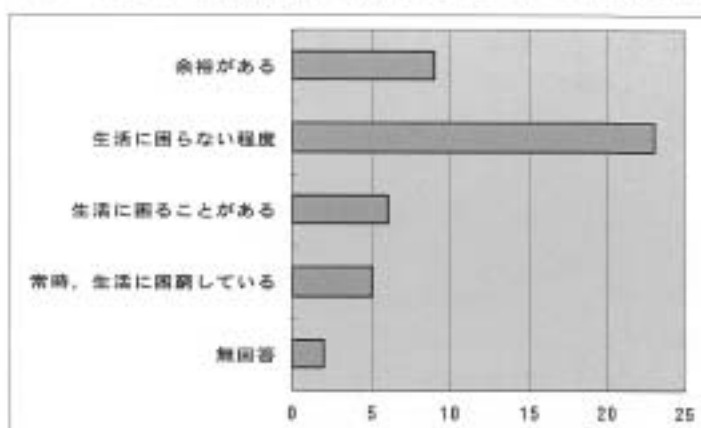
不明との回答が多数あるものの、全国調査に比べ中度者が低率であり、低度及び高度者が多く逆転している。



⑤世帯の経済状況

世帯の経済状況は、生活に困らない程度の割合が最多で50.0%（23件）であった。

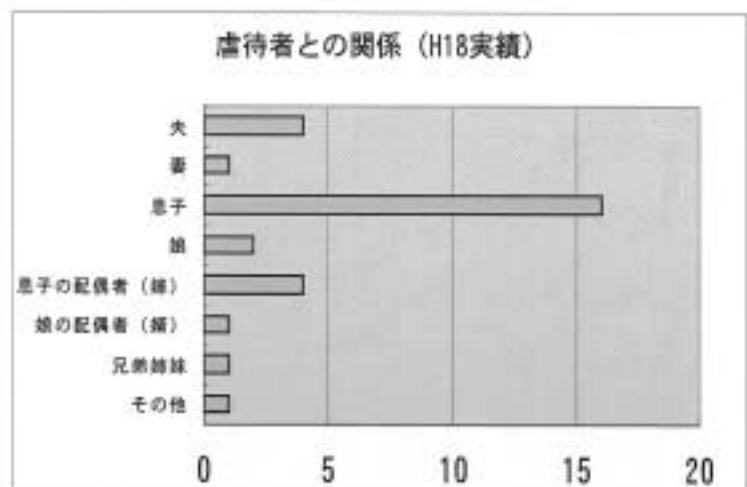
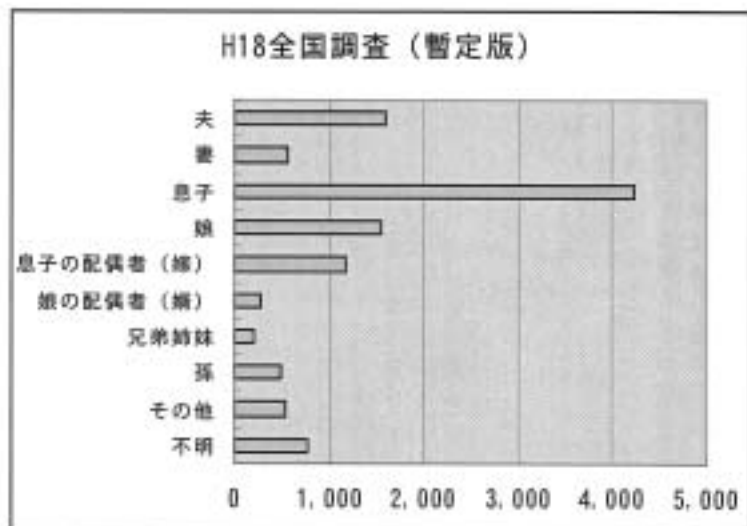
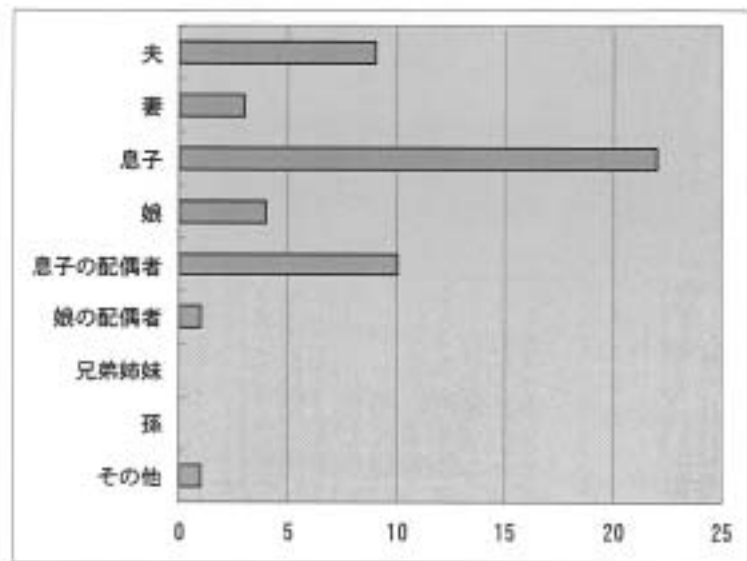
また、常時生活に困窮しているとの回答5件のうち経済的虐待との回答が3件（虐待者数対比30.0%）、介護・世話の放棄放任が4件（虐待者数対比22.2%）、心理的虐待2件（虐待者数対比11.8%）、生活に困ることがあるとの回答6件のうち経済的虐待との回答が2件（虐待者数対比20.0%）、心理的虐待3件（虐待者数対比17.6%）、介護・世話の放棄放任が1件（虐待者数対比4.8%）であり、経済状況が悪化するにつれて経済的虐待が高率であった。



⑥中心的虐待者（養護者）

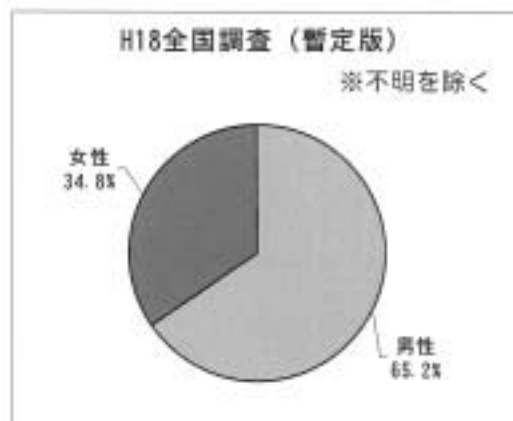
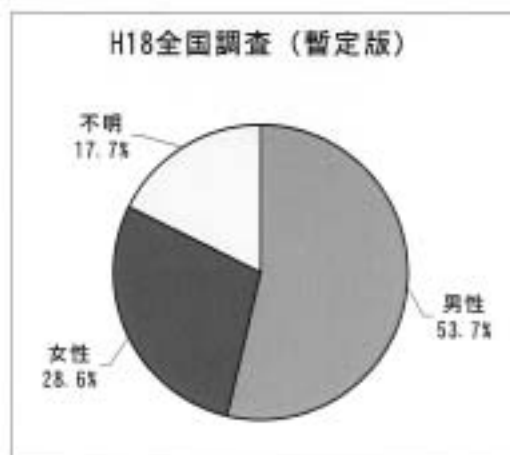
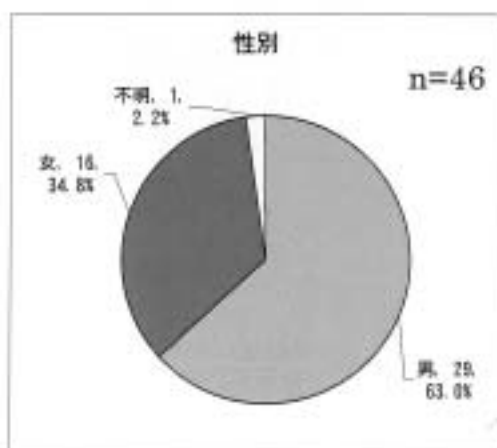
中心的虐待者は、息子が最多で47.8%（22件）（全国調査：37.1%）、次いで息子の配偶者が21.7%（10件）（全国調査：10.2%）であり、息子によるものがより高率であったものの全国調査と著しい差異は見られなかった。

息子の虐待の具体的内容は、身体的虐待8件、介護・世話の放棄放任7件、心理的虐待6件、経済的虐待6件とほぼ均一に出現している。



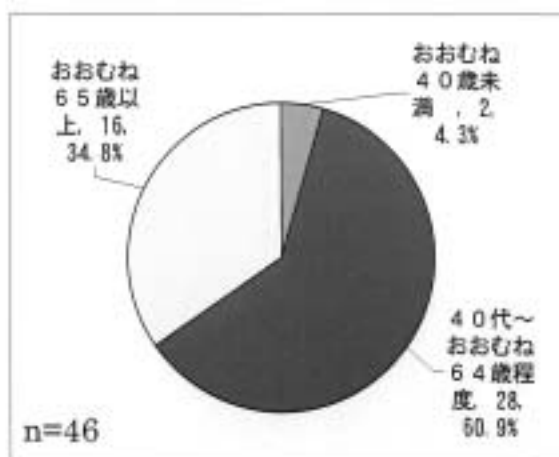
⑦ 中心的虐待者（養護者）の性別、年齢

中心的虐待者の性別は、男性 63.0%（全国調査：53.7%、不明を除く 65.2%）、女性 34.8%（全国調査：28.6%、不明を除く 34.8%）であり、不明を除くとほぼ同率であった。



年齢については、40代からおおむね64歳程度が60.9%（28件）であった。

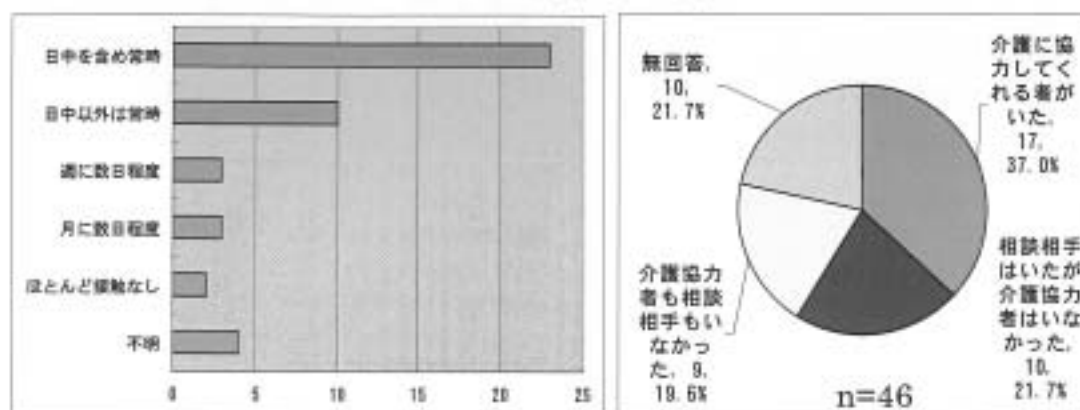
また、身体的虐待の中では、65歳以上が高率であり、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、経済的虐待では、40代～おおむね64歳程度が高率であった。



⑧ 中心的虐待者（養護者）と高齢者の接触時間と介護の協力者

高齢者との接触時間は、日中を含む常時が最多で 50.0%（23 件）であった。

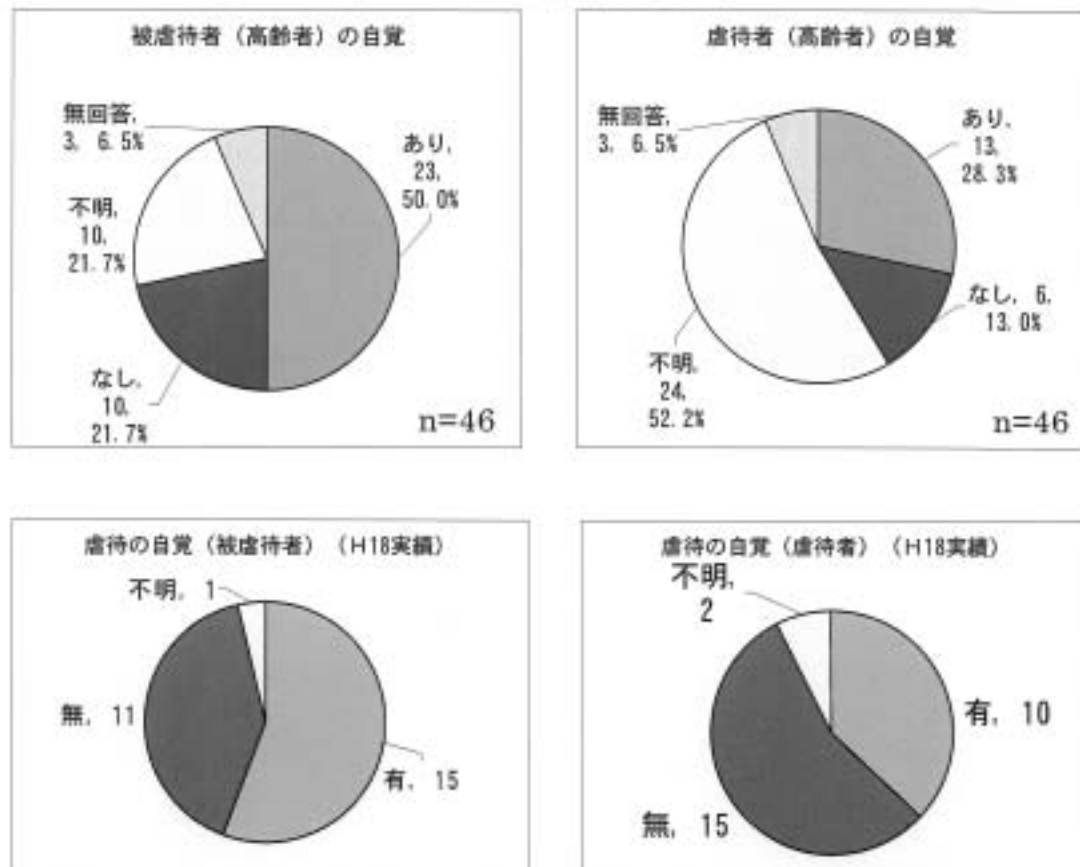
介護の協力者は、介護へ協力がある場合が 37.0%（17 件）、協力のない場合が 41.3%（19 件）、その内相談相手もいないものが 19.6%（9 件）あった。



⑨ 被虐待者（高齢者）の自覚と虐待者（養護者）の自覚

被虐待者の自覚があるとの回答が 50.0% に対して、虐待者の自覚があるとの回答は、28.3% と低率であった。自覚のない割合も被虐待者の 21.7% に対して、虐待者は 13.0% と低率であった。また、不明の割合が、特に虐待者で 52.2% と半数以上の回答となった。

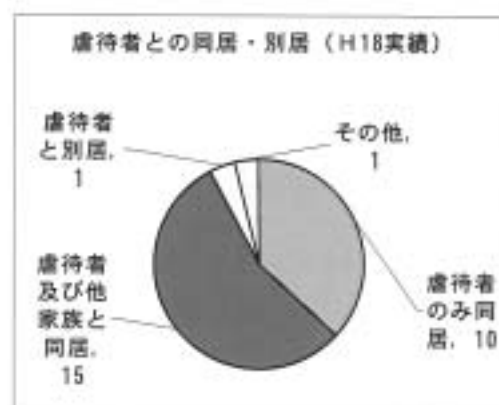
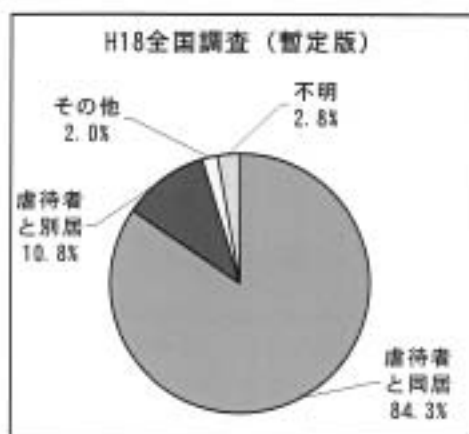
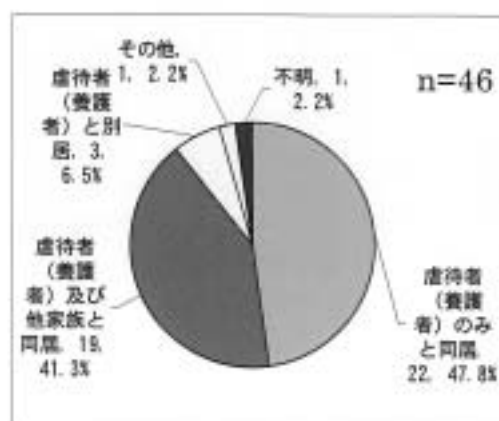
また、介護・世話の放棄・放任に虐待者の自覚のない者・不明が高率であり、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待では、自覚のある者が自覚のないものが高率であり、被虐待者の自覚があるとの回答のうち女性が 86.9% と高率であった。



⑩虐待者（養護者）との同居・別居

虐待者のみとの同居が 47.8%，他家族との同居が 41.3%であり，同居が 89.1%であり，全国調査 84.3%よりわずかに高率であった。

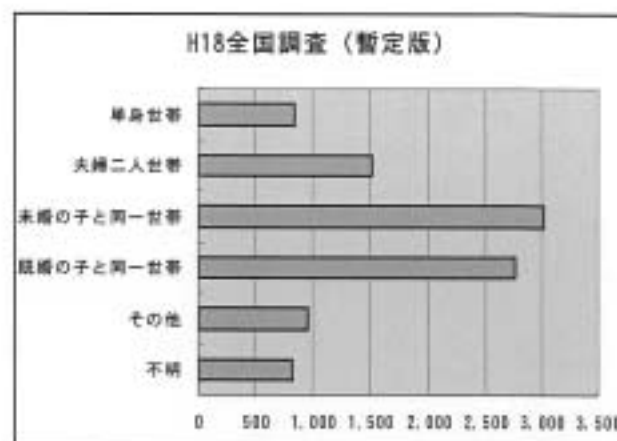
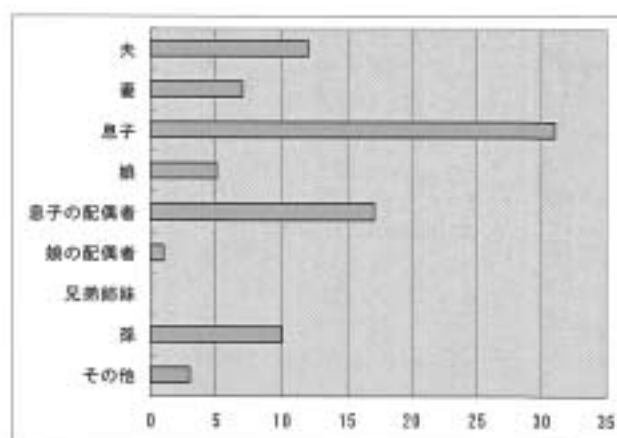
また，別居の割合は 6.5%であり，全国調査の 10.8%に比べ低率であった。



⑪世帯構成（同居の人すべて）

息子との同居が最多で 31 件（67.4%）あったが，息子の配偶者との同居が 17 件（37.0%）と息子との同居の内約半数であった。

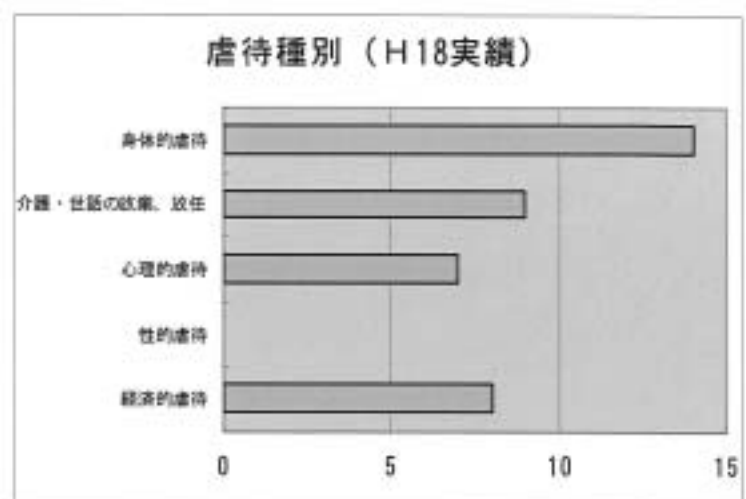
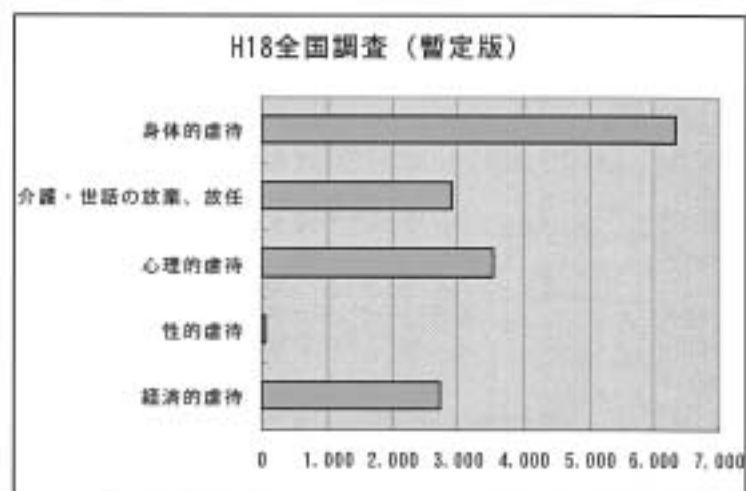
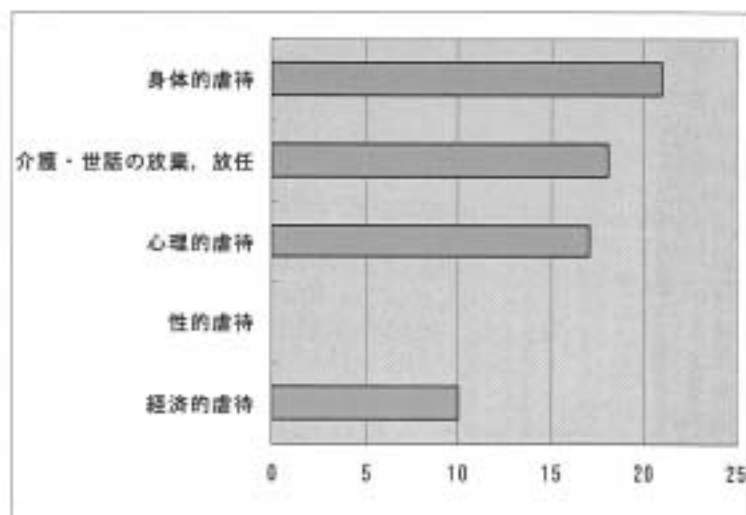
また，配偶者との同居が 19 件（41.3%）あった。



⑫虐待の内容（複数回答）

身体的虐待が最多で21件（45.7%）（全国調査：64.1%）あった。次いで、介護・世話の放棄、放任が18件（39.1%）（全国調査：29.4%）。心理的虐待17件（37.0%）（全国調査：35.6%）。経済的虐待10件（21.7%）（全国調査：27.4%）。性的虐待についての事例の報告はなかった（全国調査：0.7%）。

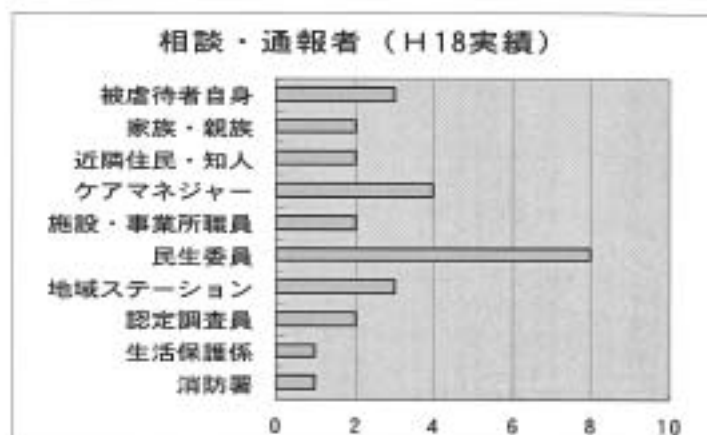
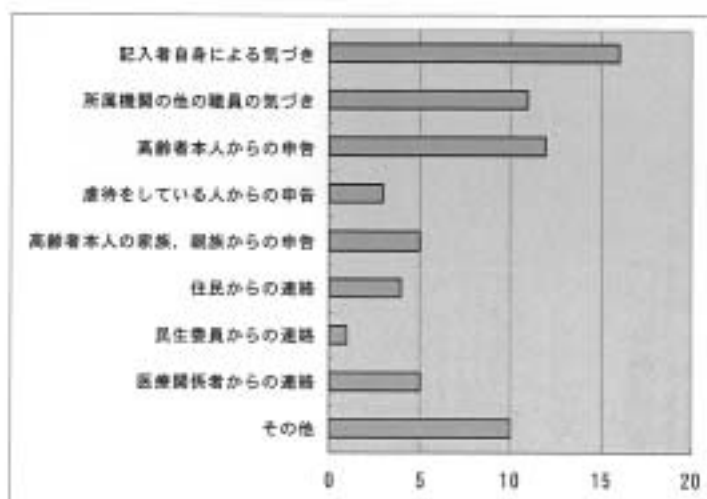
経済的虐待10件のうち介護・世話の放棄、放任と心理的虐待は、それぞれ6件重複していた。また、そのうち4件は3つの虐待が重複していた。



⑬虐待を知った経緯

記入者自身を含み各所属機関で発見された事例が 58.7% (27 件) と半数以上を占めている。

また、高齢者本人からの申告が 12 件 (26.1%)、虐待をしている人からの申告も 3 件 (6.5%) あった。

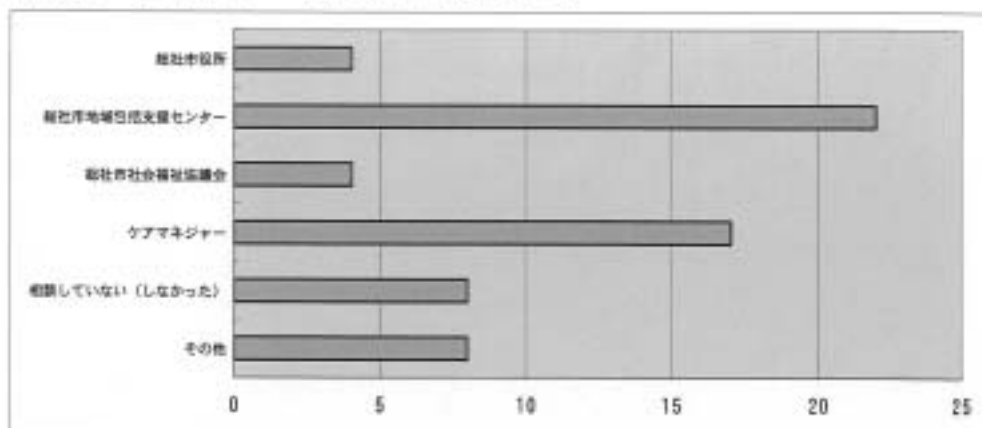


⑭高齢者虐待の相談機関 (どこに相談されましたか) (複数回答可)

相談していない、しなかったという回答が 8 件あり、その内 4 件は現在、改善に向けた取り組みなしとの回答であった。なお、改善に向けた取り組みなしとの回答は全体で 7 件であり、相談していない場合の取り組みのない率が高率となっている。

また、ケアマネジャーへ相談した事例が 17 件あったが、その内 7 件が地域包括支援センターへ、1 件が社会福祉協議会へ重複して相談していた。

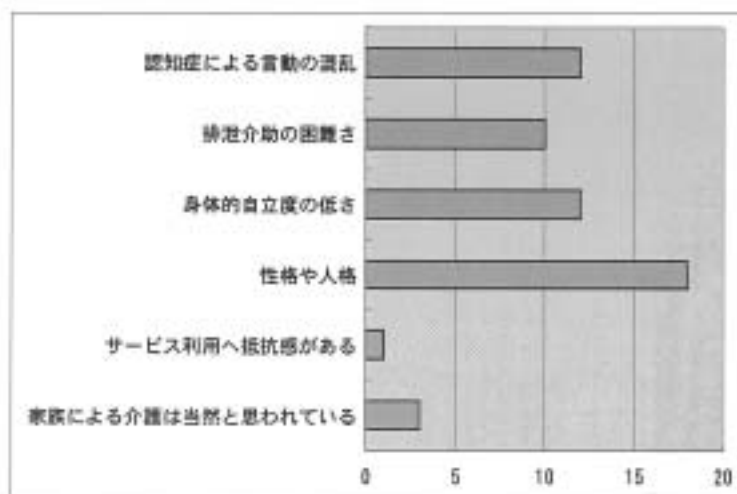
経済的虐待は、10 件中 8 件が地域包括支援センターへ相談しており、介護・世話の放棄、放任は、18 件中 8 件が地域包括支援センター、6 件がケアマネジャー、相談をしていないが 6 件と相談をしていないケースが多いのが目立つ。



⑮虐待の要因（複数回答可）

○被虐待者の要因

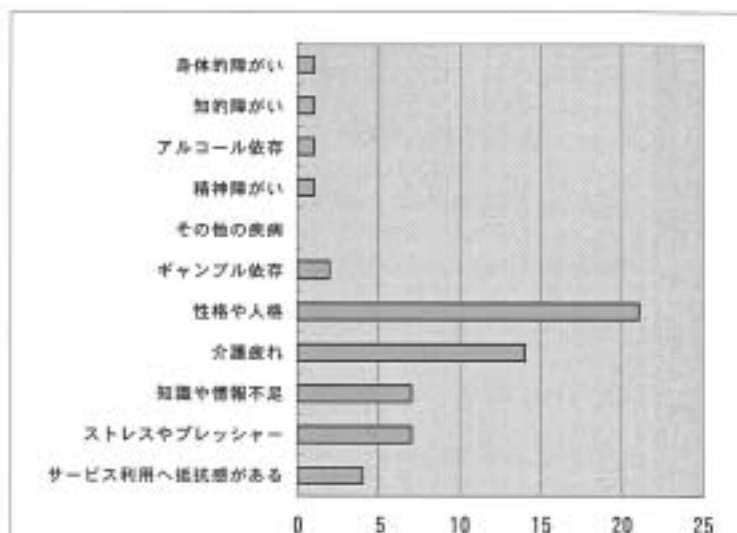
虐待を受けている高齢者の要因として、性格や人格が最多で18件、次いで、認知症による言動の混乱及び身体的自立度の低さ12件、排泄介助の困難さ10件であった。



○虐待者の要因

虐待をしている養護者の要因は、被虐待者の要因の要因と同じく性格や人格が最多で21件であった。

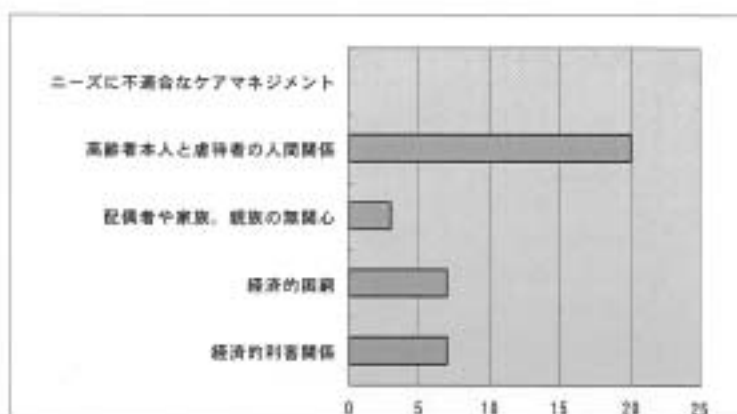
次いで、介護疲れ14件、ストレスやプレッシャー及び知識や情報不足によるものが7件であった。



○その他

その他の要因では、高齢者本人と虐待者の人間関係20件と最多であった。

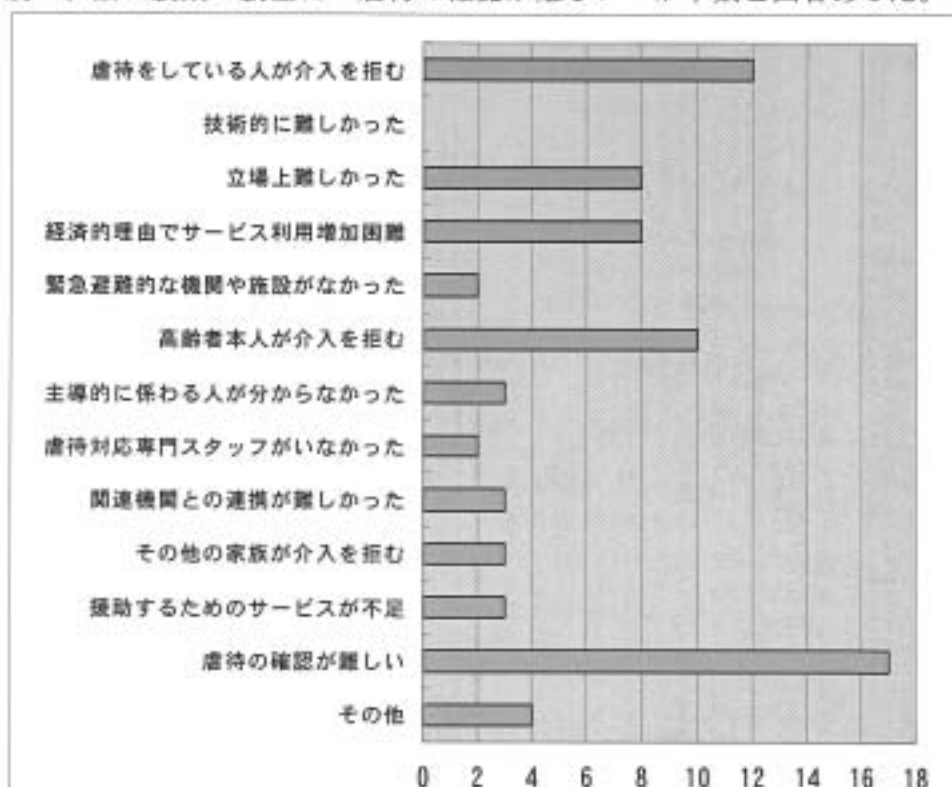
また、自由記述では、被虐待者が息子をかばう。行政の無理解と独断との意見があった。



⑯援助上、困難であった点（上位3つまで選択）

虐待の確認が難しいとの回答が17件と最多で、次いで虐待をしている人が介入を拒む12件、高齢者本人が介入を拒む10件、立場上難しかった及び経済的理由でサービス利用増加が困難だった事例が8件あった。

また、経済的虐待で半数に虐待をしている人が介入を拒むという回答があった。経済的虐待と介護・世話の放棄・放任に‘虐待の確認が難しい’が半数と回答あった。

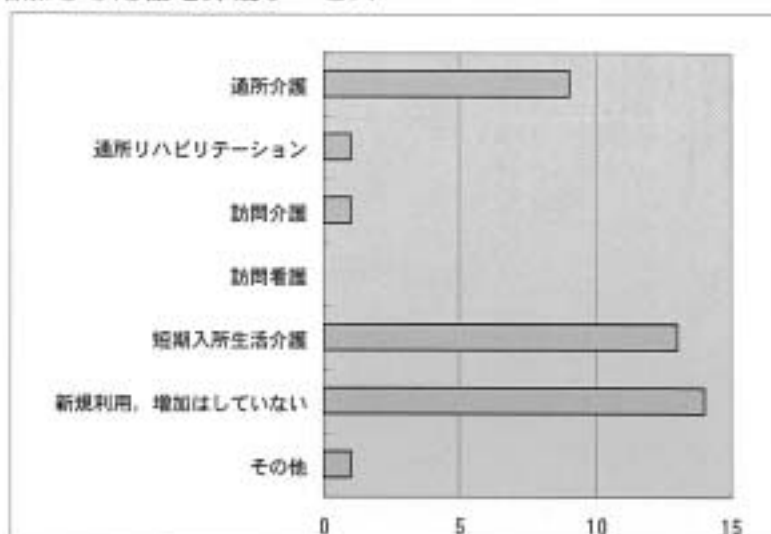


⑰具体的対応内容

○問題解決のために新規・増加させた在宅介護サービス

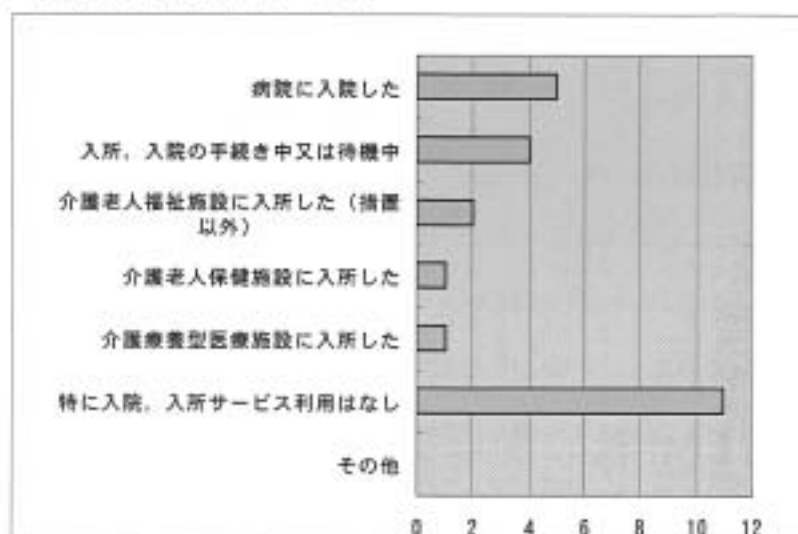
新規利用、増加はしていないとの回答が最多で14件、次いで、短期入所生活介護13件、通所介護9件であった。

身体的虐待21件中、短期入所生活介護の利用が9件あり、身体的虐待は、サービスにつながりやすい傾向がある。



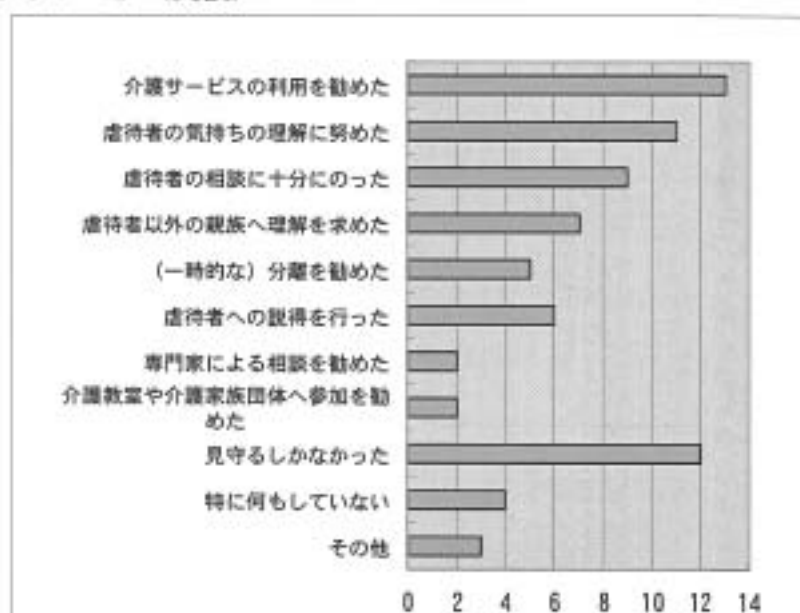
○問題解決のために新規・増加させた施設等サービス

施設等サービスでは、特に入院、入所サービス利用はなしとの回答が最多で 11 件と全回答（24 件）の半数近くを占めている。



○虐待者（養護者）へのアプローチ（支援）

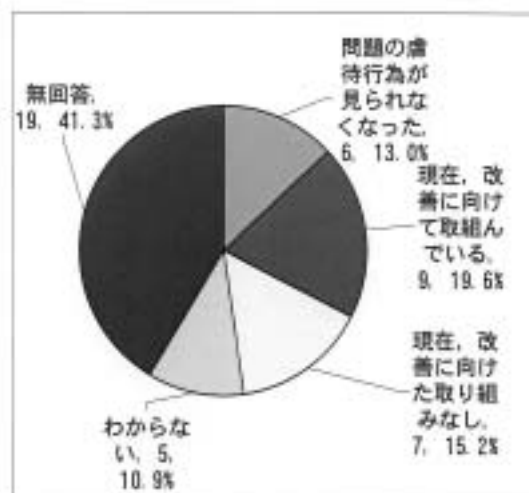
介護サービスの利用を勧めたが最多で 13 件、次いで、虐待者の気持ちの理解に努めた 11 件、虐待者の相談に十分にのった 9 件と支援に向けた取り組みがある一方で、見守るしかなかった事例が 12 件と高率であり、特に何もしていない事例も 4 件あった。



○現在の対応状況

現在の対応状況は、現在、改善に向けて取り組んでいるが最多で 9 件（19.6%）、問題の虐待行為が見られなくなったものも 6 件（13.0%）あったが、現在、改善に向けた取り組みなし 7 件（15.2%）であった。

また、わからないとの回答が 5 件（10.9%）あった。



⑬今後の対応計画等

- ・対応を検討している間に亡くなられた（被虐待者死亡）
- ・被虐待者の妻が死亡し、家の中が混乱し、現在落ち着きつつある
- ・現在入院中だが退院となればサービス利用頻度、内容等の再検討を行いたい
- ・成年後見人とかかりつけ医、利用サービス事業者と連携
- ・精神的・経済的に納得いくよう情報提供し、デイサービス、ショート利用
- ・被虐待者入所待機中、施設入所
- ・短期入所を継続的に利用して入所待ち、空き次第入所予定
- ・高齢者本人に気持ちに寄り添い、介護者のストレスをなるべく取り除くよう相談・助言など
- ・今後も注意深く見守る
- ・説得しきれていない
- ・デイサービスとショートステイ利用で、お互いのストレス解消を図っている
- ・虐待者と少しずつでも話していきたい、話ができる時間をもちたい
- ・話を聞いてあげる時間をもち、気分の転換を図りたい
- ・被虐待者の訴えに耳を傾けて受け入れてあげる
- ・短期入所を利用することで擁護者との距離をおき、ストレス軽減していく等
- ・本人にあまり自覚のないのもあって、見守りしかない気がする
- ・他の親族に連絡をとり、一度様子を見せて対策をとる様にすすめたい
- ・虐待者転居
- ・もう少し様子を見て、気になることがあれば包括へ連絡する

(3) 養介護施設従事者等による虐待基本調査（C票）

平成18年度中（平成18年4月1日から平成19年3月31日の期間）に養介護施設従事者（職員等）による高齢者虐待と思われる事例を取り扱ったものについて各機関内で集約した内容を回答していただき、80機関（87.0%）から回答があった。

①高齢者虐待と思われる事例を取り扱ったことの有無と件数

回答のあった機関のうち、平成18年度に虐待と考えられる事例は、2機関（2.6%）から4件であった。

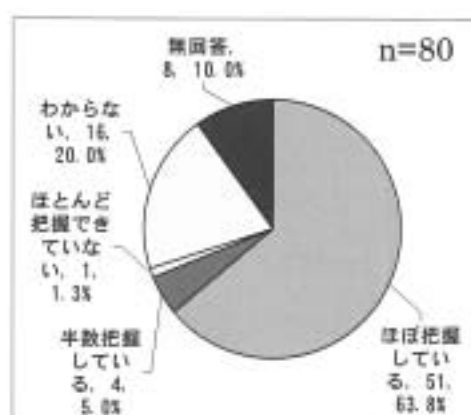
②虐待につながる恐れのある事例の有無と件数

回答のあった機関のうち、平成18年度に虐待と考えられるケースのあった機関は、1機関（1.3%）あり、2件であった。

③施設従事者の虐待の把握に関する意識

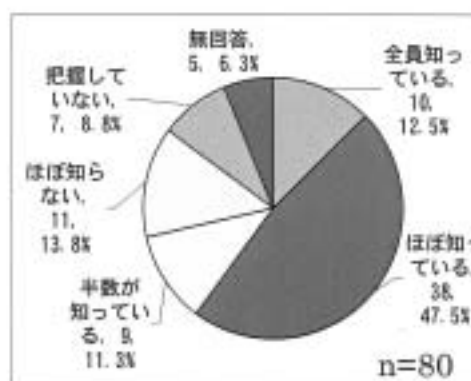
施設従事者虐待の発見、把握に関する意識は、ほぼ把握しているとの回答が、63.8%（51機関）と高率であったが、わからないとの回答も20.0%（16機関）あった。

また、ほとんど把握できていないと回答のあった機関も1機関あった。



④高齢者虐待防止法の職員への周知度

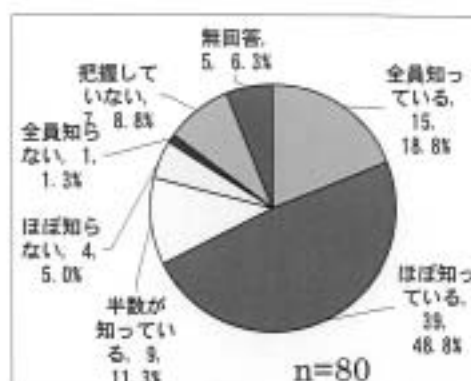
全員知っている、ほぼ知っているとの回答が全体の60.0%（48機関）あったが、ほぼ知らないとの回答が13.8%（11機関）あった。



⑤市町村への通報義務の職員への周知度

全員知っている、ほぼ知っているとの回答が全体の67.5%（54機関）あったが、全員知らない、ほぼ知らないとの回答が6.3%（5機関）あった。

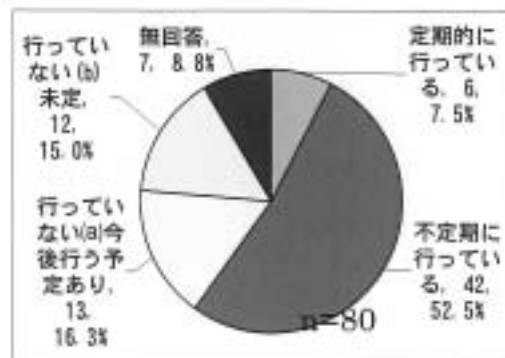
なお、個票4件の回答のあった2事業所では、全員知っている1件、ほぼ知っている1件との回答だった。



⑥施設内で虐待に関する勉強会・研修会の開催状況

定期・不定期に関らず勉強会・研修会行っていると回答のあった機関は、60.0%（48 機関）あった。

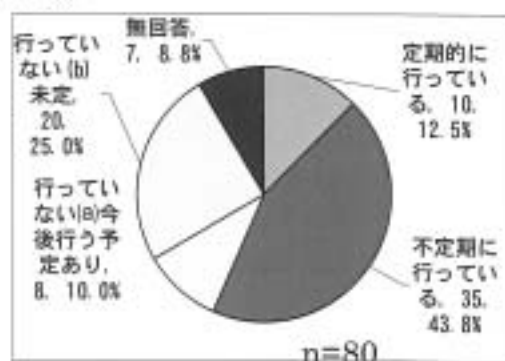
行っていない機関が 31.3%（25 機関）あった。



⑦施設内で援助困難事例（虐待等）の検討会の開催状況

定期的に行っている機関が、12.5%（10 機関）不定期に行っている機関が 43.8%（35 機関），合わせて 56.3%（45 機関）あった。

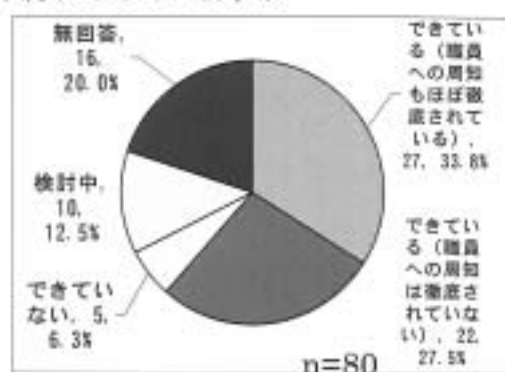
行っていない機関が、予定のある機関を含めて 35.0%（28 機関）あった。



⑧虐待が起きたとき、施設内で迅速に対応できる体制ができていますか

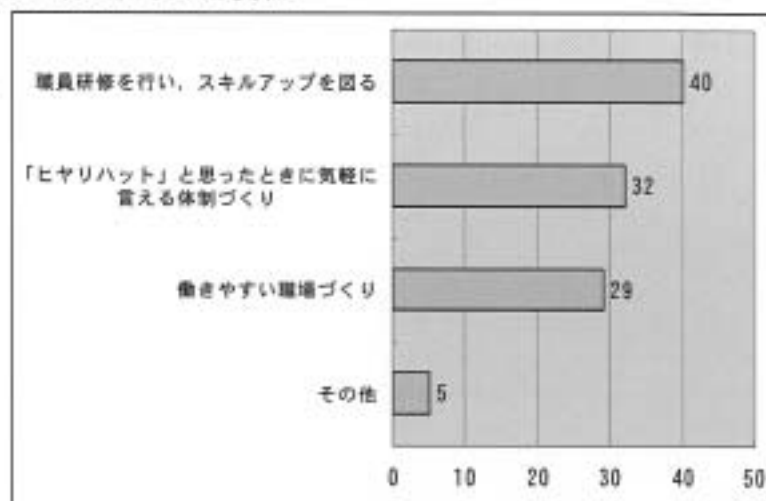
体制のできている機関は 61.3%（49 機関）あり、検討中の機関も 12.5%（10 機関）あり、合わせて 73.8%と多数の機関で体制整備について前向きに取り組んでいる。

しかし、できていない機関も 6.3%（5 機関）あった。



⑨虐待をなくすための施設内での取り組みの必要性

職員研修を行い、スキルアップを図る 50.0%（40 件），「ヒヤリハット」と思ったときに気軽に言える体制づくり 40.0%（32 件），働きやすい職場づくり 36.3%（29 件）の割合で必要性を認識しているとの回答があった。



その他の取り組みとして、次の意見があった。

- ・何でも話し合いができる職員間の信頼関係作り
- ・委員会活動との連携と推進
- ・スタッフ間の人間関係
- ・毎日の申し送り時にご利用者の言動を報連相
- ・何でも気軽に言えて、ケアの向上に一丸となれる職場作り
- ・リスクマネジメント委員会・身体拘束廃止委員会の活動と連携
- ・虐待に対する職員の意識を高め、さらに強化する

⑩市への意見や要望

- ・家族関係がうまくいっていないなどいろいろなケースがある。そういったケースも現在虐待はみられませんがもし・・・の時は相談（地域包括支援センター等）しようと思っている。それで利用者を守ることを一番に考えていきたい。
- ・高齢者の利用が少ない為参考にはなりません、障がい者・児童等も含めていただければ記入しやすかったと思う。
- ・仕事が遅い。
- ・虐待があった事例内容が知りたい。
- ・介護の現場もストレスとジレンマ、葛藤の場です。言葉では言い表せない思いも抱えながら援助している。もっと今言われているように評価があってもいいと考える。想定内でも気をつけたくても、紫斑ができてしまうこともあり口惜しい。それから第三者であれ、外部、身内、年齢に関わりなく、夜勤も含めてこの業務に関わってみられたらいいと思う。そういう機会や規定を作っている国があるくらいだからみんなのことだから介護保険でとは言っても、手を出さずにお金だけという体制づくりでは、根本的な問題の解決どころか、改善はみられないように思います。体感せずにマスコミ等に訴える方もいかなものか。また、それらの非難に萎縮しながらするのは、どれ程不条理なことか。わかりますか？
- ・「高齢者虐待の内容と具体例」の内容でもう少しイメージがわくような事例があれば、それを見た職員が、実際の職場と置きかえて考えるように思います。施設で行われた虐待を同じ施設の職員が市へ通報は、どれくらいできるのでしょうか・・・という疑問はあります。
- ・虐待の事実が明らかになるのは、主に現場内部からの通報が多いと思います。ただ現場において通報するのも勇気がいることだし、そのことによって、自分の地位が侵されることのないよう、十分な配慮が必要だと思う。またどこに通報すればよいかについてあまり周知されていないように感じる。

(4) 養介護施設従事者等による虐待個別調査（D票）

平成18年度中（平成18年4月1日から平成19年3月31日の期間）に、養介護施設従事者（職員等）による高齢者虐待と思われる事例の個別調査を実施した結果、2機関から報告があった4件の概要を報告する。

①被虐待者－85歳，女性，要介護4，認知症の程度Ⅳ

本人が虐待を受けていることの自覚は不明

虐待の種類は心理的虐待（排泄の件で人前で話す）

虐待者－職種（介護職），経験年数5年，虐待をしていることの自覚はなし

虐待の要因（虐待者の経験，知識の不足，性格）

虐待を知った経緯－所属機関の職員の気づき

対応－その場で対応した

今後どこに相談するか－事業所内で相談→解決できない場合市などの関連機関

②被虐待者－91歳，女性，要介護5，認知症の程度は不明

本人が虐待を受けていることの自覚はなし

虐待の種類は身体的虐待

虐待者－職種（不明）

虐待を知った経緯－所属機関の職員の気づき

対応－上司に相談した

今後どこに相談するか－施設内の委員会に報告し，その後の対応をはかる

③被虐待者－94歳，女性，要介護5

本人が虐待を受けていることの自覚はなし

虐待の種類は身体的虐待

虐待者－職種（介護職），経験年数1年，虐待をしていることの自覚は不明

虐待の要因（虐待者の性格，介護のしにくさ）

虐待の理由－虐待者自身の問題（体調や気分など）

虐待を知った経緯－所属機関の職員の気づき

対応－上司に相談した

今後どこに相談するか－施設内の委員会に報告し，その後の対応をはかる

④被虐待者－87歳，女性，要介護5

本人が虐待を受けていることの自覚はなし

虐待の種類は身体的虐待

虐待者－職種（介護職），経験年数1年，虐待をしていることの自覚は不明

虐待の要因（虐待者の性格）

虐待の理由－虐待者自身の問題（体調や気分など）

虐待を知った経緯－所属機関の職員の気づき

対応－上司に相談した

今後どこに相談するか－施設内の委員会に報告し，その後の対応をはかる

2) 参考法令

1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第2条 (定義)

- 1 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設、同条第26項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理

的外傷を与える言動を行うこと。

二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第 5 条の 2 第 1 項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業、同条第 21 項に規定する居宅介護支援事業、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第 18 項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

第 3 条（国及び地方公共団体の責務等）

- 1 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第 4 条（国民の責務）

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

第 5 条（高齢者虐待の早期発見等）

- 1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

第 6 条（相談、指導及び助言）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

第 7 条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

- 1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条

市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第9条（通報等を受けた場合の措置）

- 1 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

第10条（居室の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第11条（立入調査）

- 1 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第12条（警察署長に対する援助要請等）

- 1 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居

所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第 1 項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

第 13 条（面会の制限）

養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

第 14 条（養護者の支援）

- 1 市町村は、第 6 条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第 15 条（専門的に従事する職員の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

第 16 条（連携協力体制）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第 115 条の 39 第 3 項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

第 17 条（事務の委託）

- 1 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第 6 条の規定による相談、指導及び助言、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第 14 条第 1 項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第 1 項の規定により第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出を受けた場合には、

当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第 18 条（周知）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

第 19 条（都道府県の援助等）

- 1 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第 3 章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

第 20 条（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

第 21 条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

- 1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前 2 項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第 18 条の規定は、第 1 項から第 3 項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 1 項から第 3 項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第 1 項から第 3 項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第 22 条

- 1 市町村は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届

出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第 23 条

市町村が第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第 1 項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

第 24 条（通報等を受けた場合の措置）

市町村が第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第 22 条第 1 項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

第 25 条（公表）

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第 4 章 雑則

第 26 条（調査研究）

国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

第 27 条（財産上の不当取引による被害の防止等）

- 1 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第 32 条の規定により審判の請求をするものとする。

第 28 条（成年後見制度の利用促進）

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のため

の措置，成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより，成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第5章 罰則

第29条

第17条第2項の規定に違反した者は，1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条

正当な理由がなく，第11条第1項の規定による立入調査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は同項の規定による質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をし，若しくは高齢者に答弁をさせず，若しくは虚偽の答弁をさせた者は，30万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は，平成18年4月1日から施行する。

（検討）

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については，速やかに検討が加えられ，その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止，養護者に対する支援等のための制度については，この法律の施行後三年を目途として，この法律の施行状況等を勘案し，検討が加えられ，その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 老人福祉法，老人福祉法施行令，老人福祉法施行規則（抜粋）

老人福祉法

（昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号）

（居宅における介護等）

第十条の四 市町村は，必要に応じて，次の措置を採ることができる。

- 一 六十五歳以上の者であって，身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障があるものが，やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護，夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは，その者につき，政令で定める基準に従い，その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し，又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
 - 二 六十五歳以上の者であって，身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障があるものが，やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護，認知症対応型通所介護，介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは，その者（養護者を含む。）を，政令で定める基準に従い，当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ，同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し，又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ，当該便宜を供与することを委託すること。
 - 三 六十五歳以上の者であって，養護者の疾病その他の理由により，居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが，やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは，その者を，政令で定める基準に従い，当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ，養護を行い，又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ，養護することを委託すること。
 - 四 六十五歳以上の者であって，身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障があるものが，やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは，その者につき，政令で定める基準に従い，その者の居宅において，又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ，若しくは短期間宿泊させ，当該拠点において，同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し，又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
 - 五 六十五歳以上の者であって，認知症（介護保険法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が，やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防型認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは，その者につき，政令で定める基準に従い，第五条の二第六項に規定する住居において入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い，又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。
- 2 市町村は，六十五歳以上の者であって，身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障があるものにつき，前項各号の措置を採るほか，その福祉を図るため，必要に応じて，日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを

給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

(老人ホームへの入所等)

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 二 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 三 六十五歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十二条の二 第十条の四又は第十一条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(措置の受託義務)

第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(費用の支弁)

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 第十条の四第一項第一号から第四号までの規定により市町村が行う措置に要する費用

- 一の二 第十条の四第一項第五号の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 二 第十一条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 二の二 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 三 市町村が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用

(介護保険法による給付との調整)

第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第二号の二の規定による費用の支弁をすることを要しない。

(費用の徴収)

第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力にに応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に囑託することができる。

(審判の請求)

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十二条第二項、第十四条第一項、第十六条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

老人福祉法施行令

(昭和三十八年七月十一日政令第二百四十七号)

(居宅における便宜の供与等に関する措置の基準)

- 第五条 法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上の者であって、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。
- 2 法第十条の四第一項第二号の措置は、当該六十五歳以上の者(養護者を除く。)であって、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが困難であると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。
- 3 法第十条の四第一項第三号の措置は、当該六十五歳以上の者であって、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に養護することができる施設を選定して行うものとする。
- 4 法第十条の四第一項第四号の措置は、当該六十五歳以上の者であって、介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護を困難であると認められる場合において、その生活改善、身体及び精神の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第五項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該便宜及び機能訓練を供与することを委託して行うものとする。
- 5 法第十条の四第一項第五号の措置は、当該六十五歳以上の者であって、介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、共

同生活を営むことによりその生活の改善，認知症（同法第八条第十六項に規定する認知症をいう。）の軽減等を図ることができるよう，当該者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第六項に規定する援助を行い，又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。

老人福祉法施行規則

（昭和三十八年七月十一日厚生省令第二十八号）

（法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は，入浴，排せつ，食事等の介護，調理，洗濯，掃除等の家事，生活等に関する相談及び助言その他の身体上又は精神上の障がいがある日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。

（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第一条の二 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は，特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，老人福祉センター，地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項第三号に規定する施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の三 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は，入浴，排せつ，食事等の介護，機能訓練，介護方法の指導，生活等に関する相談及び助言，健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障がいがある日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者又はその養護者に必要な便宜とする。

（法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第一条の四 法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は，特別養護老人ホーム，養護老人ホームその他これらに準ずる施設であって同項に規定する短期間の入所による養護を適切に行うことができる施設とする。

（法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点）

第一条の五 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点は，機能訓練及び次条に定める便宜を適切に供与することができるサービスの拠点とする。

（法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の六 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は，入浴，排せつ，食事等の介護，調理，洗濯，掃除等の家事，生活等に関する相談及び助言，健康状態の確認その他の身体上又は精神上の障がいがある日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。

（法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合）

第一条の八 法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合は，当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地（居住地を有しないか，又は明らかでないときは，現在地）を移した場合とする。

3 「やむを得ない事由による措置」に係る通知

(1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス，痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（抜粋）

（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）

2. 短期入所生活介護費

（中略）

(3) やむを得ない措置による定員の超過利用者が利用定員を超える場合は，原則として定員超過利用による減算の対象となり，所定単位数の 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定することとなるが，老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項第 3 号の規定による市町村が行った措置（又は同法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による市町村が行った措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ））によりやむをえず利用定員を超える場合は，利用定員に 100 分の 105 を乗じて得た数（利用定員が 40 名を超える場合にあっては，利用定員に 2 を加えて得た数）までは減算が行われないものであること（職員配置等基準第 3 号イ（1））。なお，この取扱いは，あくまでも一時的かつ特例的なものであることから，速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

6 介護福祉施設サービス

（中略）

(4) やむを得ない措置等による定員の超過

原則として入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が入所定員を超える場合は，定員超過利用による減算の対象となり，所定単位数の 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定することとなるが，① 及び② の場合においては，入所定員に 100 分の 105 を乗じて得た数（入所定員が 40 人を超える場合にあっては，利用定員に 2 を加えて得た数）まで，③ の場合にあっては，入所定員に 100 分の 105 を乗じて得た数までは減算が行われないものであること（職員配置当基準第 7 号イ（1））。なお，この扱いは，あくまでも一時的かつ特例的扱いであることから，速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

① 老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による市町村が行った措置による入所（同法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）によりやむを得ず入所定員を超える場合。

（以下略）

(2) 介護報酬に関するQ&A (Vol.2) について
(平成 15 年 6 月 30 日事務連絡)

Q13 やむを得ない措置等による定員の超過の取扱いについて

A13 特別養護老人ホームにおける定員の超過については、

①市町村による措置入所及び②入院者の当初の予定より早期の再入所の場合は、入所定員の5%（入所定員が40人を超える場合は、2人を上限）までは減算されない。また、③緊急その他の事情により併設の短期入所生活介護事業所の空床を利用する場合は入所定員の5%までは減算されない。

例えば、入所定員80人の特別養護老人ホームについては、①及び②の場合に本体施設における2人までの入所、③の場合に併設事業所の空床を利用した4人（＝2＋4）までの定員超過について減算されない。

こうした取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要がある。

(3) 「全国高齢者保健福祉関係主管課長会議」（平成 12 年 3 月 7 日）より
第3 老人福祉施設の整備・運営について
3 平成 12 年度以降の措置の取り扱いについて（抜粋）

○介護保険施行法による改正後の老人福祉法においては、

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・痴呆対応型共同生活介護
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組みを存続させている。（改正後の老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号）

○これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける趣旨である。

(1) 「やむを得ない事由」の解釈

「やむを得ない事由」としては、

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、
- ② 痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合、

などを想定しており、例えば年齢要件から介護給付を利用することができない者に対して、「やむを得ない事由」に該当するとして措置を採ることは想定していない。

この要件を満たす場合には、措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施し、やむを得ない事由が次のようなことにより消滅した時点で、措置を解除し、契約に移行することとする。

- ・特養に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるよ

うになったこと。

- ・ 成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。

(2) (略)

(3) 措置の場合の費用負担関係

ア 特別養護老人ホーム

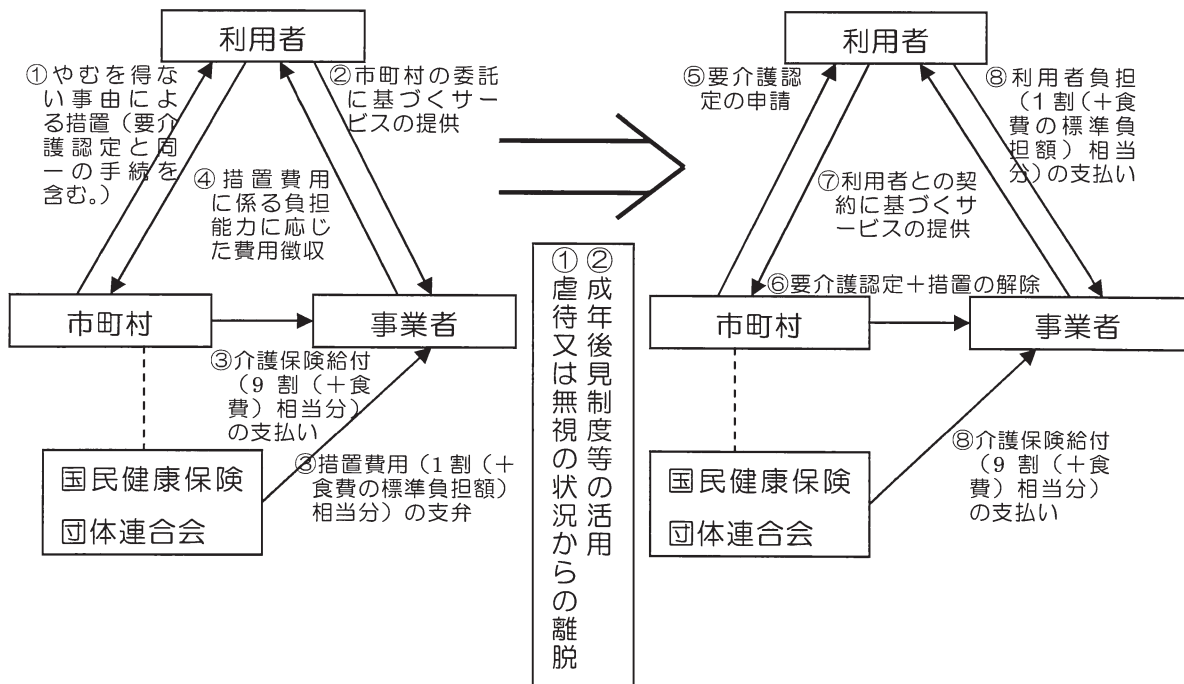
「やむを得ない事由」により特別養護老人ホームに措置された者の費用負担については、9割(＋食費)相当分は、介護保険給付が行われることから、残りの1割(＋食費の標準負担額)相当分について、措置費を支弁することになる。(改正後の老人福祉法第21条の2)

老人福祉法第28条に基づく費用の徴収については、この1割程度相当分を対象として、高額介護サービス費の適用を勘案した介護費及び食費に関する利用者負担と同水準の費用徴収を行うこととする。(保険給付の場合の利用者負担と措置の場合の費用徴収を同一水準とする。)

イ 在宅サービス

基本的に特養の場合と同様、9割相当部分は介護保険給付が行われ、1割相当分について措置費を支弁した上で、この1割相当分を費用徴収することになる。(市町村が事業者に対して措置費として一旦支払った上、市町村が利用者から当該額を費用徴収する。)

やむを得ない事由による措置から通常の契約へ移行の仕組み



(4)「全国介護保険担当課長会議」(平成15年9月8日)より

6. 連絡事項

(3) 計画課関係事項

ウ「やむを得ない事由による措置」について

○老人福祉法上、市町村は職権による措置(やむを得ない事由による措置)を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかとの指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事例があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実施が求められるところである。

したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図られたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。

○高齢者虐待は、特に痴呆性高齢者の権利擁護と密接な関係を有する問題であり、必要に応じて成年後見制度の活用に関わり付けていくための支援が求められる。

各都道府県におかれては、管内の区市町村に対して、成年後見等開始審判の市町村長申立制度や、成年後見制度利用支援事業(介護予防・地域支え合い事業のメニュー事業)の積極的な活用が図られるよう指導願いたい。

(5)「全国介護保険担当課長会議」(平成 16 年 9 月 14 日)より

Ⅳ 連絡事項(計画課関連事項)

○「やむを得ない事由による措置」について(抜粋)

老人福祉法上、市町村は職権による措置(やむを得ない事由による措置)を行うことができることとされており、当該措置に関しては、下記のように、介護保険制度の施行準備段階の全国高齢者保健福祉関係主管課長会議(資料 1)及び平成 15 年 9 月 8 日の全国介護保険担当課長会議(資料 2)において、その取扱いを示しているところである。

各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図られたい。

(注:資料 1, 資料 2 の内容については、上記 1, 2 参照)

(6)「市町村における権利擁護施策に関連するマニュアル例」(平成 17 年 7 月)

(報告書のポイント)(抜粋)

○老人福祉法上に、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が「措置」によりサービス提供を行う仕組みが存続されている。しかし、市町村には、「措置から契約へ」ということが強調されすぎて、「措置」の活用に抑制的になりすぎる傾向がある。緊急事態における対応・介入の方法として、「措置」を使いこなせるようになる必要がある。

4 介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）（抜粋）

第六章 地域支援事業等

（地域支援事業）

第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）
 - 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
 - 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
 - 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
 - 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- 2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
 - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
 - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業
- 3 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。
- 4 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。
- 5 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（地域包括支援センター）

第百十五条の三十九 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

- 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
- 3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で

定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

- 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 5 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（実施の委託）

第百十五条の四十 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行わなければならない。
- 3 前条第五項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。
- 4 市町村は、第百十五条の三十八第一項第一号及び第二項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

5 民法（明治二九年四月二七日法律第八九号）（抜粋）

（後見開始の審判）

第七条 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

（保佐開始の審判）

第十一条 精神上の障がいにより事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

（保佐開始の審判等の取消し）

第十四条 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

（被補助人及び補助人）

第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

（保佐人に代理権を付与する旨の審判）

第八百七十六条の四 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

（補助人に代理権を付与する旨の審判）

第八百七十六条の九 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる

6 総社市成年後見制度に係る市長の審判請求に関する要綱

平成19年8月31日

告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の開始等の審判の請求(以下「審判請求」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の種類)

第2条 審判請求の種類は、次のとおりとする。

- (1) 後見開始の審判(民法(明治29年法律第89号)第7条)
- (2) 保佐開始の審判(民法第11条)
- (3) 保佐人の同意を要する行為の範囲の拡張の審判(民法第13条第2項)
- (4) 補助開始の審判(民法第15条第1項)
- (5) 補助人の同意権の付与の審判(民法第17条第1項)
- (6) 保佐人の代理権の付与の審判(民法第876条の4第1項)
- (7) 補助人の代理権の付与の審判(民法第876条の9第1項)

(審判請求の要件)

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、審判の対象者(以下「本人」という。)に関し、次に掲げる事項を調査のうえ、総合的に勘案してこれを行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活状況及び健康状況
- (3) 本人の二親等内の親族の存否及び当該親族が審判請求を行う意思の有無
- (4) 本人の福祉を図るために必要な事情

(審判請求の要請)

第4条 次に掲げる者は、市内に住所又は居所を有する者が後見等を必要とする状態にあるものと判断したときは、市長に審判請求の要請を行うことができる。

- (1) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第19項に規定する介護保険施設の職員
- (3) 知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設の職員
- (4) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (5) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所の職員
- (6) 民生委員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本人の日常生活のために有益な援助をしている者

(審判請求の費用負担)

第5条 市長は、家事審判法(昭和22年法律第152号)第7条において準用する非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第26条の規定により、審判請求に要する費用(以下「審判請求費用」という。)を負担する。

(審判請求費用の求償)

第6条 市長は、審判請求費用に関し、本人に負担能力があると判断したときは、市長が負担した審判請求費用の求償権を得るため、審判請求と同時に非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

2 市長は、前項の規定により求償権を得たときは、審判により選任された成年後見人、保佐人又は補助人を通じ、本人に対して当該費用を求償するものとする。

(親族等への情報提供)

第7条 市長は、第3条第3号において、本人の親族が審判請求を行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、本人の状況等の情報を審判請求に必要な範囲において当該親族に提供することができる。この場合において、情報の提供を行う場合は、総社市個人情報保護条例(平成17年総社市条例第13号)の規定により、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、総社市成年後見制度に係る市長の審判請求に関する要領(平成19年2月19日市長決裁)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

7 総社市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成19年8月31日

告示第87号

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用に当たり、必要とする費用を負担することが困難な者に対し、総社市が行う助成について定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることのできる者は、総社市成年後見制度に係る市長の審判請求に関する要綱(平成19年総社市告示第86号)の規定により実施され、後見開始等の審判により成年被後見人、被保佐人又は被補助人とされた者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護を受けている者
- (2) 前号に掲げるもののほか、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)への報酬を負担することが困難であると市長が認める者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、後見人等への報酬を対象とし、在宅者にあつては月額28,000円を、施設等に入所している者にあつては月額18,000円を限度とする。

(助成の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、総社市成年後見制度利用支援事業助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が発行する成年後見等報酬付与の審判の決定通知書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の適否及び支給すべき助成金の額を決定し、総社市成年後見制度利用支援事業助成(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(報告義務)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、第4条に規定する申請内容に変更があつたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(請求及び支払)

第7条 助成決定者が助成金の請求をしようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により速やかに、助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交

付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条に掲げる要件に該当しないと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る全部又は一部について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて速やかにその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、総社市成年後見制度利用支援事業実施要領(平成19年2月19日市長決裁)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

●総社市地域ケア会議援助困難事例検討委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属
吉備医師会	三宅 周	吉備医師会 (三宅内科小児科医院 院長)
司法等関係機関	中村 文彦	岡山県司法書士会倉敷支部
岡山県介護支援専門員協会総社支部	小原 誠	岡山県介護支援専門員協会総社支部長 (泉介護支援センター ケアマネジャー)
関係行政機関	◎稲田 正	総社市保健福祉部健康づくり課長 (総社市保健福祉部次長)
	○佐野 年昭	総社市保健福祉部福祉課長
	尾崎 啓一	総社市保健福祉部介護保険課課長補佐
学識経験者	横山奈緒枝	吉備国際大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授

◎委員長 ○委員長職務代理者

●事務局（総社市 保健福祉部 介護保険課 地域包括支援センター）

東部地域ステーション	主任（保健師）	河田 恵子
西部地域ステーション	主任（保健師）	吉原 典子
中央部地域ステーション	高齢者支援専門員	小玉奈々絵
〃	福祉職	松原 春美
北部地域ステーション	保健師	難波 美加
基幹ステーション	社会福祉士	中井 俊雄

